

議 事 日 程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 清 水 治 | 2番 | 土 屋 隆 義 |
| 3番 | 熊 谷 祐 子 | 4番 | 西 岡 一 成 |
| 5番 | 庄 田 昭 人 | 6番 | 森 治 久 |
| 7番 | 棚 橋 敏 明 | 8番 | 広 瀬 武 雄 |
| 9番 | 山 田 隆 義 | 10番 | 広 瀬 捨 男 |
| 11番 | 松 野 藤四郎 | 12番 | 土 田 裕 |
| 13番 | 小 寺 徹 | 14番 | 若 井 千 尋 |
| 15番 | 小 川 勝 範 | 16番 | 堀 武 |
| 17番 | 星 川 睦 枝 | 18番 | 藤 橋 礼 治 |
| 19番 | 若 園 五 朗 | 20番 | 広 瀬 時 男 |

本日の会議に欠席した議員（なし）

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

| | | | |
|-------------|---------|-----------------|-----------|
| 市 長 | 堀 孝 正 | 副 市 長 | 豊 田 正 利 |
| 教 育 長 | 横 山 博 信 | 企 画 部 長 | 奥 田 尚 道 |
| 総 務 部 長 | 新 田 年 一 | 市 民 部 長 | 松 井 勝 一 |
| 福 祉 部 長 | 石 川 秀 夫 | 巢 南 庁 舎 管 理 部 長 | 福 野 正 |
| 都 市 整 備 部 長 | 松 尾 治 幸 | 調 整 監 | 水 野 幸 雄 |
| 環 境 水 道 部 長 | 河 合 信 | 会 計 管 理 者 | 広 瀬 幸 四 郎 |
| 教 育 次 長 | 林 鉄 雄 | | |

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 鷺見 秀 意 書 記 棚 瀬 敦 夫

開議の宣告

議長（小川勝範君） 皆さん、おはようございます。

会議を開会する前に、一言申し上げます。

本日の会議に朝早くから傍聴にお越しいただきまして、まことにありがとうございます。

先般の臨時議会で瑞穂市議会議長になりました小川勝範でございます。5万有余の瑞穂市民のために、議員各位、市民の皆様方とともに力を合わせて、市の発展のために一生懸命頑張る所存でございますので、よろしく願いをいたします。

なお、傍聴者の方をお願いいたします。傍聴者の方は傍聴規則がございますので、規則をお守りいただきまして、傍聴をしていただきたいと思っております。

そして、議員の皆様方をお願いをさせていただきます。きょう、あすは一般質問でございますので、堂々と胸を張って質問をしていただきたいと思っております。そして、執行部も堂々と答弁をしていただきたいと思っております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第 1 一般質問

議長（小川勝範君） 日程第 1、一般質問を行います。

会派の代表質問の通告がありますので、順次発言を許します。

新生クラブ、若園五朗君の発言を許します。

若園五朗君。

19番（若園五朗君） 皆さん、おはようございます。

議長の発言の許可を得ましたので、新生クラブを代表しまして、若園五朗、議席番号19番です。よろしく申し上げます。

一般質問通告につきましては、事前に配付してございますので、ごらんのとおりでございます。

二つございまして、まず一つは、瑞穂市の学校施設・設備の充実について、2番目、市長のマニフェスト（学童保育、公園整備）について、2点を質問席から質問させていただきます。よろしく申し上げます。

1点目でございますが、保育所、幼稚園、小・中学校では、現在、校舎等の施設・設備の老朽化及び耐震の問題が危惧されているため、対策の緊急度に加え、児童・生徒数の見直し等を勘案しながら、計画的な改修、整備が必要でございます。今後の具体的な計画についてお尋ねします。

全施設の耐震調査は終わっているのか、耐震で緊急性を要する施設はあるのか、今年度及び来年度以降の各施設の整備計画の予定はどうなっているのか、お尋ねします。

議長（小川勝範君） 石川福祉部長。

福祉部長（石川秀夫君） まず最初に、保育所の施設の整備状況について、答弁をさせていただきます。

耐震調査の方でございます。穂積地区6園の方でございますが、平成8年及び9年に調査を完了しております。当時、鉄筋コンクリートづくりの建物は耐震構造システムによりまして調査を実施し、また鉄骨づくりの建物につきましては、図面及び現場調査による判定で実施をさせていただきました。それに伴いまして、耐震補強の必要な建物につきましては、平成10年に耐震補強工事は完了しております。

また、巢南地区3園におきましては、平成15年度に耐震調査を実施させていただきまして、耐震補強工事につきましては平成16年に完了しているところでございます。

したがって、保育所については、耐震における緊急性を要する建物はないということで認識をさせていただいているところでございます。

続きまして、保育所における今後の整備状況でございますが、今年度につきましては既に予算等をつけさせていただいておりますが、牛牧第二保育所の増築を予定しておりまして、本年度用地買収を行いたいということで予算もつけさせていただいているところでございます。また、21年度につきましては、牛牧第二保育所の増築工事をしていきたいということで考えているところでございます。

また、その他の保育所につきましては、順次用地等の選定を行いながら整備をしていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

議長（小川勝範君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 私どもの方からは、幼稚園、小・中学校の施設の整備状況について答弁させていただきます。

まず、耐震調査ですが、診断の対象となっております瑞穂市内のすべての学校施設において調査が完了しております。なお、これまでに補強が必要と診断された施設のうち、牛牧小学校、穂積小学校、巢南中学校については、既に耐震補強が完了をいたしております。

2番目の、耐震で緊急性を要する施設という質問ですが、現在は穂積中学校の北舎、それとほづみ幼稚園の保育棟と造形室、この1園1校でございます。

穂積中学校の北舎については、施設の老朽化ということもありまして、建てかえの方向で今年度実施設計予算を計上いたしております。21年度、22年度、来年、再来年の2ヵ年で建てかえの計画をいたしております。

また、ほづみ幼稚園につきましては、耐震補強もそうですが、施設全体が老朽化をしている

ため、大規模改修を行うのか、あるいは施設そのものの建てかえを行うのか、今年度中に方向を決定したいと考えております。

3番の質問の、今年度及び来年度以降の各施設の整備計画の予定についてですが、今年度は大きな事業はございませんが、来年度以降、穂積中学校の北舎の建築、ほづみ幼稚園の改築、あるいは建てかえ、児童・生徒増加に伴う牛牧小学校、巢南中学校、西小学校の増築、穂積北中学校の大規模改修、生津小学校、南小学校の体育館の建てかえ等を予定いたしておりますが、市内のすべての学校施設において施設の老朽化が著しく、また児童・生徒の増加も見込まれ、さらに学校においては、少人数学級、少人数指導、習熟度別授業の導入等により教室不足ということも考えられますので、今後の動向を的確に把握して、計画的に施設の整備を図っていきたいと考えております。以上です。

〔19番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

19番（若園五朗君） 市長にお伺いしたいんですけども、今現在、人口5万600人有余でございますが、ゼロ歳から15歳の瑞穂市全体の人口をトータルしますと、児童数、園児数も含めると5,772人というような統計の資料がございますが、逆に言えば、瑞穂市の1割の園児、児童、あるいは生徒が、きょう現在も通園、通学しているところでございます。先ほど市民部長、あるいは教育次長から改修計画の話がありましたが、今の耐震調査した中で、築47年の穂積中学校、築40年のほづみ幼稚園、非常に年数がかかって、非常に整備がおくれておるように私は思いますが、そうした中で、新年度予算の対比を見ますと、民生費は4億4,000万減、土木費が1億9,000万、約2億の増、教育費が6億8,000万の減ということで、市長のマニフェストにありますようなソフト事業がある程度重点施策というような考えもありますが、今後の整備計画に合わせて、現在5,700人有余の子供が通っている保育所、あるいは小・中学校の施設についての予算の見込みというか、重点施策に置いているかどうか、市長に御確認したいと思いますが、お願いします。

議長（小川勝範君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） 私の方からお答えをさせていただきます。

何といいましても、まちづくりは人づくりでございます。今、若園議員御指摘がございましたように、総人口の約10%の子供たちが学校、また園舎、こういったところに通っておるところでございます。一番重要であるということは御案内のとおりでございます。

そんな中におきまして、今年度あたりは教育の予算が少ないのではないかということでございます。さらに土木費がふえておるといふ御質問でございます。今後どのように考えておるかということでございますが、実は私、就任させていただいて、この6月で2年になるわけですが、特に市内をいろいろ現場を視察させていただいた。そうしますと、生活の格差とい

いますか、それぞれの集落によりまして生活環境に大きな格差があると。といいますのは、道路行政におきまして、それぞれの集落内の道路はまだまだ防じん舗装で、歩いて、かつまずくような道路がたくさんある。見て、びっくりしたようなところでございまして、そちらの方に、まず格差のないように重点配分をさせていただいておるところでございます。

今、御指摘ございました穂積中学校の改築、老朽化しておりますこの件。さらにはほづみ幼稚園ですね。御案内のとおり、私もそれは承知をいたしております。ほづみ幼稚園の方におきましては老朽化が甚だしいということでございます。こちらの方で、今、コミュニティセンターの要望がございまして、これまで何回も会議を重ねていただきまして、市としても取り組まなくてはいけないと考えておるところでございますが、それも含めまして、その隣接地でございしますので、しっかりと踏まえて、うまく改修なり、改築なりができないかと、そんなことも今考えておるところでございます。

穂積中学校におきましては、今年度、運動場、テニスコート、まずそういった方を移転させて、そして来年度あたりということで計画を今次長の方から御答弁させていただいたところでございます。決しておろそかにしておるところではございません。

特に旧穂積地区の学校施設、また園舎におきまして、ほとんどが大改修か建てかえをしなくてはいけない、そういう時期に来ておる。まだ今、正確な数字は出ておりませんが、これから総点検しまして、一体全体どのくらいかかるんだということもこれからまとめていきたいなと思っておるところでございます。

そんなところで、当面としましては、穂積中学校の北舎の改築、そしてほづみ幼稚園の方におきましては、コミュニティセンターとあわせてのことが考えられないかということで、今、検討しておるところでございます。

また、牛牧の第二保育所の増築に関して、秋には用地の買収をさせていただくように地権者にも御理解をいただいております。このことにおきましても順次進めてまいりたいと思っております。

また、牛牧の第一保育所におきましては、これも老朽化が甚だしい。これは場所を変えましての整備を考えておるところでございます。まだそれはどこかというところまでは至っておりません。

以上、御指摘のありましたように、何といたしましても人口の10%の子供たちの人づくり、まちづくりは人づくりでございます。これにしっかり対応していきたいと、このように考えておるところでございます。御理解をいただきますようによろしく願いして、答弁とさせていただきます。

〔19番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

19番（若園五朗君） 教育次長にお伺いしたいんですが、学校施設の耐震状況につきまして、一応全部行っているということでございますが、穂積中学校におきましては、耐震調査は平成16年、ほづみ幼稚園につきましては平成19年ということで、全部調査されたんですけども、まだ大規模改修、あるいは予算計上の面が、穂積中学校は本年度設計、あるいはほづみ幼稚園についてはこれからということですけども、今回のほづみ幼稚園につきまして、設計士の方から緊急性があるという結果が出ておるにもかかわらず、予算計上できなかった経緯、あるいは市長査定でどのような対応をされたか。次長、予算査定はどのように対応してきたか、確認したいと思います。

議長（小川勝範君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） ほづみ幼稚園の園舎についてですが、実は私ども、今年度で耐震補強をという計画で当初予算を上げておりましたが、査定の中で、耐震だけでいいのか、あるいは大規模改修を行った方がいいのか。また、すべての建物について見直して、建てかえといった方向も考えて、もう一度、今年度よく検討しよう。検討の年であるということで、予算を下げたわけです。緊急を要しますが、根本からじっくりもう1年考えるということで、耐震の補強については予算を取り下げさせていただきました。以上です。

議長（小川勝範君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 4月から教育長をやっております横山です。よろしく申し上げます。

今、教育次長が答弁したとおりでございます。耐震の補強をするということで動いておったんですが、その他、建てかえとか大規模改修、そこら辺の検討をして、子供たちにとって一番よいのはどういう建てかえ、あるいは改修、あるいは耐震補強なのかということで、改めて今検討を始めたところでございます。以上でございます。

〔19番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

19番（若園五朗君） 質問の中に教育委員会所管と民生部所管がありますが、とりあえず教育所管の方だけちょっと確認しておきたいと思いますが、幼稚園、小・中学校、あるいはすべてありますが、今、築年数をちょっと調べてみたところ、先ほど言いましたように、ほづみ幼稚園においては40年、そして穂積小学校においては40年ということで、大規模改修を平成18年度にやりました。そして、穂積中学校においては、今現在、設計等を含めてやっていると。巢南中学校におきましては、平成16年に耐震調査をやったという経緯でございます。市長の先ほどの答弁の中で、新年度はやっぱりまちづくりは人づくりということで、非常に重点施策に置いているということですけども、答弁と予算とちょっとずれておるんじゃないかと、僕はそのように解釈を今しました。

そうした中で、築年数を各小学校ごとに調べてみましたら、本田小学校は築38年、牛牧小学

校は築39年、そして中小学校は築30年、西小学校は築28年、穂積北中は24年ということで、実際には鉄筋、鉄骨で耐用年数はあるように思うんですが、これから育つ子供たちの人口ピラミッドを見ても、瑞穂市はゼロ歳から4歳1,400人、5歳から9歳1,300人、10歳から14歳が1,200人ということで、非常に底の広い、魅力あるまちということでみんな来ています。

そうした中で、今回のこの予算査定、いろいろと経緯はあると思いますが、予算査定でほづみ幼稚園の課題、それから、耐震調査に入っている穂積中学校のいろいろの問題について、なぜ市長、今回の予算査定の中で、今、三つの問題があるということで、大規模改修、場所を変える、もう一つは3歳、4歳、5歳の保育園教育をやっていますけど、現在、保育園は5歳ということでございますが、3歳、4歳、5歳の見直し。そして、耐震調査で早くやりなさいよという調査をして、延ばした理由。そして用地買収ですね。物をつくるときは必ず用地が必要なんですね。それは御存じのとおりですね。当初予算はそれでよろしいので、もう一つ踏まえた予算の見方とか、今回延ばした理由ですね。ちょっと市長、答弁をお願いします。

議長（小川勝範君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） お答えします。

別に延ばしたということではなく、順次整備をしていくということでやっておるわけでございます。それぞれの所管の方からお答えをさせていただきましたとおりでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

〔19番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

19番（若園五朗君） 重点施策の中で順次やっていくということですが、答弁と実際事務的な資料を見ますと、もうちょっと箇所づけして、5,772人の児童・生徒を、ほかの地域で今地震が起きています。そういう地震対策も踏まえて、今後もっと耐用年数、あるいは急増校、これから児童数が伸びる学校もあるわけでございます。そうした中で、教育長、小・中学校は年々増加すると思うんですが、もうちょっと細かく、どこの中学校は11年後にどのくらいふえる、あるいは巣南中学校についてはどうかというデータはございますかね。施設整備も大事だけれども、僕が言っているのは、年間400人の人口がふえている。その中で、南小がやれば、巣南中学は5年後に増築しなければならない。そして、穂積北中、あるいは穂積中学校も大きな施設整備の要点になってくると思うんですね。所管のデータ、持ってみるところがあったら、整備は整備、これからどこがどう伸びていくか、人口ピラミッドに合わせた整備計画の御説明をお願いします。

議長（小川勝範君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） まず、私ども、整備の方針としましては、耐震、これがまず一番だと思っております。耐震をし、それから建物のキャパシティー、子供がふえる、教室が足らな

くなるというものに対しての増築、それから大規模改修なり、建てかえ、こういった順序で進めたいという方針であります。

そこで、御質問の児童・生徒数の増加の動向ですが、穂積中学校については、5年後1クラスふえるというような見込みでございます。穂積小学校については若干1クラス減るといような方向です。牛牧小学校につきましては、5年後には3クラスふえるかなという見込みでございます。それから、穂積北中学校については1クラス増を見込んでおります。生津については今と変わらないという見込み、本田につきましては若干1クラスふえるんじゃないかなという思いです。それから、巢南地区につきましては、巢南中学校が5年後には3クラスふえるという見込みでございます。西小学校については1クラスの増、中小学校については変わりなし、南小学校につきましては今と変わりなしというような私どもの推計見込みをしております。以上です。

〔19番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

19番（若園五朗君） 私、今、議場の中でいろいろ答弁を聞いている中では、いろいろと各小学校、中学校、非常にふえる要素がございます。私、ちょっと調べたところによりますと、穂積中学校で今現在637人。先ほど言いましたピラミッド型の人口増でいきますと、年々30人ふえますと、11年後はピークで、4クラスが足らなくなります。637人から800人ぐらいですね。非常に大きくふえるということでございます。11年後は894人ということで、今現在の施設から、11年後、一番大きいピラミッドにふえるときになると257人急増してくると。そして、巢南中学校におきましては現在403人で、巢南におきましても、南小の増築を踏まえ、そして西小の増築も踏まえて考えますと、8年後はピーク、平成28年、今現在巢南中学校は403人ですが、ピークは542人になります。そして、穂積北中学校におきましては、現在387人で、ここは年々80人ふえていまして、6年後は464人でございます。現在から6年後の差は80人ということで、耐震調査も大事、大規模改修も大事、もう一つ、人口ピラミッドの中の瑞穂市の人口が年々ふえる中で、こういうクラス増を踏まえた全体計画の見直しが非常に大事であると私は考えております。もちろん事務方のプロでございますので、学年進行すれば、すぐ学童数なり、クラス数が全部出ます。将来30人クラスということで、どんどんどんどん下げていくというような国の施策の中で、非常に瑞穂市は急増のまちであり、魅力あるまちの中で、道路整備も一番大事でしょう。ところが、マニフェストの中の本当に安心・安全な、若い奥さん方、将来の瑞穂市を担う子供たち、今の堀市長の考え方については別に反論はしませんけれども、再度、耐震調査設計、大規模改修、将来の8年後、10年後の瑞穂市の急増になるデータをしっかり踏まえて、新年度予算に組み入れてほしいと、とりあえず私はと思いますが、再度、各中学校のデータを私、言ったんですが、そういう含みは市長、ございましたかどうか、確認したい

と思いますが、よろしく申し上げます。

議長（小川勝範君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） お答えをさせていただきます。

初めにも申し上げましたように、議員御指摘がございますように、この瑞穂市の学校施設、また園舎をすべて含めまして、本当に将来の計画をしっかり立てなくてはいけない。1年に大体600人の割でふえております。まだ私は、この瑞穂市は地の利、利便性、そういう面からいきまして人口はふえると予測をしております。ですから、そういった長期的な展望に立った計画は必要だと思っています。こういったことを先ほど教育次長の方から申し上げましたが、的確にある程度の展望をシミュレーションしながら、将来計画を立ててまいりたい、このように考えておりますので、御理解をいただきますようによろしくお願いを申し上げて、答弁といたします。

〔19番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

19番（若園五朗君） 非常にありがたい答弁で、今言っている耐震調査、あるいは大規模改修、今後、重点施策に置いてもらえるという回答をいただきまして、大変ありがとうございました。

時間も大分来ましたので、保育所の方の質問に入りたいと思いますが、保育所の方の築年数ですね。私が調査を依頼して調べたところ、一番古いのは穂積保育所、築38年、牛牧第一保育所、築37年、本田第一34年、本田第二保育所28年、牛牧第二保育所30年、非常に若い世代ですけども、保育所は手が加えていないという、そういうような実態調査を私は今回のこの代表質問をする中で、今後の計画、耐震調査について、ある程度勉強させてもらいました。

そうした中で、市民部長言われたように、耐震調査をすべてやったということでございますが、平家も現在いろいろあると思うんですね。耐震調査の中に平家は対象にしたどうか、ちょっと確認したいと思いますが、お願いします。

議長（小川勝範君） 石川福祉部長。

福祉部長（石川秀夫君） お答えさせていただきます。

耐震調査の方はすべて終わっているということで、先ほどお話しさせていただいたとおりでございます。平家の分もやらせていただいたということでございます。

〔19番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

19番（若園五朗君） 堀市長になって、非常に道路がよくなった、あるいは外灯をつけてもらって、ありがたいという、市民の方からすごく声が出ておるんですが、そうした中で、保育所、幼稚園、小学校について、もっと早く整備してほしいという声も結構聞くところでござい

ますが、これから保育所整備をする中で、いろいろ課題が見えてきたようです。

まず一つですけれども、本田第一保育所ですね。三興紡が昔ありました、すぐ川べたのところでございますが、今現在、築29年たっていて、今児童数が110人、定員が150人ですが、そのころに三興紡が今回110戸建つという計画も聞きました。そして、生津小学校区には保育所がございません。何でも欲しいというわけじゃないんですけれども、不便を感じて、本田第一に行っておれば、生津校区の方、そして本田校区の方、只越の方、非常に幅広く、バランスよくやるということは大変いいことですが、そうした中で、本田第一保育所につきましては、河川敷で、増改築もしなければ、大規模改修せなあかん。この問題一つとってみても、こういう問題があると思うんですね。市長、今言っている本田第一保育所ですけど、二つあります。2階建ての方は築29年、鉄骨の平家の方は築34年ということでございますけれども、そういう施設で、若いお母さん方がどんどんお子さんを育ててもらわなあかんのですけれども、瑞穂市の堀市政の中で、三興紡が110戸建つ。そして老朽化している施設があると。本田第一保育所一つとってみて、将来どのような考えを持ってみえるか、ちょっとお願いしたいと思います。

そしてもう一つお願いしたいんですが、P L A N T 6もそうですわね。あそこ、20ヘクタールで1,000戸建ちます。牛牧第一保育所の整備計画も踏まえて、道路整備もばんばん、保育所の方も何とか予算をつけてやってもらわないと、議員の方で請願なり意見書が何か出さなあかんと思っておるんですけれども、そこら辺、市長、心づもりというか、そこら辺の思いは、予算の思いはどんな思いでしょうか。そして、将来計画をお願いしたいと思います。

議長（小川勝範君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） お答えをさせていただきます。

本田の第一保育所の件でございますが、実は、御案内のようにあそこは糸貫川の河川敷でございます。今建てかえるとしたら、あそこではもうできんわけでございますし、運動場も老朽化もしておるということでございます。そんなところから、私、昨年、就任をさせていただきますして間もなく、三興紡の問題が出てまいりました。ですから、このことにおきましては、何とか将来のために、公園も踏まえて、七、八千平米を買収したらどうかということを議会に全協でお話を申し上げたところでございますが、議会はその必要がないという皆さんの答えでございましたから、やめた経緯があるわけでございます。そこに住宅も私は反対でございます。企業のあったところですから、企業誘致をしたいというのが本音でございます。ところが、最終的には住宅。瑞穂市の場合は自然増だけでもふえるのに、ましてやあいった団地にするとことは本当に学校とか施設に大きく影響してまいります。本当にしてほしくないわけですが、御案内のように議会の方、あの土地は買うべきでないという意見があって、それをどうするんだと今言われても、私としては何ともいたし方のないところでございます。本当の

話が、そういった将来の計画を立てるということでしたら、あのときでしたら本当に安く買ったのに、本当に正規のところを買おうとしましたら相当な金額が要るわけでございます。そういうこともこれから考えていかななくてはいけない。先ほど申し上げましたけれども、保育所、そして小学校を踏まえて、本当にこれでいいか、総合的に一つの事業の施策としてこれから検討していかなきゃいけないなど、こういう思いであります。今、どうこうということではなく、全体を踏まえて、やっていかななくてはいけない、このように思っておるところでございます。よろしくお願いを申し上げて、答弁とさせていただきます。以上です。

議長（小川勝範君） 若園五朗君にちょっとお願いします。

あと24分でございます。通告の質問は7問来ておりますので、時間の配置をきちっと守って、最後まで質問していただきたい。

〔19番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

19番（若園五朗君） 時間どおりきちっと終わります。

時間もございまして、私の方、事務方の方へ資料を提供して、いろいろと皆さんも御理解いただきたいので御説明申し上げたいと思いますが、本田第一保育所が築34年、そして29年、本田第二保育所は28年、穂積保育所は38年、34年、非常に30年近い築年数がたっていて、今、全体計画、本田、牛牧第二保育所、第一保育所ということで、今、手をつけているところで、全面的に施策の中で堀市長はやると。重要施策になるということでポイントを置かれました。

そうした中で、先ほど言いましたように、急増校、児童数がふえるという状況でございます。事務方の方も市長に、予算査定で切られて、さようならじゃなくて、全体計画はこうやと。次年度、次年度はこうやと。ところが、築これだけで、これだけ傷んでおるで、市長、頼むと、もっとぐっと押ししてもらいたいですね。それがやっぱり若い奥さん方に喜ばれることですので、現有の建物を大事にすることは私大事だと思うんですね。そういうことで、今後の計画、問題点はすべて事務方が把握してみえますので、今から市長とうまく、こんなこと僕が言うことじゃないですけど、密にして、今後、瑞穂市の保育所行政、小・中学校行政、施設、もっともっと密に会議を開いてもらいたいと思います。

時間もございまして簡単に言いますが、ほづみ幼稚園につきましたの教育長の話の中で、保育所は公設公営、あるいは公設民営、あるいは3歳、4歳、5歳という問題も出ています。保育所につきましたは公営公設ですが、保育所の駐車場がないというふうな意見を聞いているんですけども、市長、全体計画、重点施策ということですけども、旧巢南、旧穂積という言い方はちょっと失礼ですけども、保育所施設の整備プラス保育所の駐車場等の整備、そこから辺を今後どう考えてみえるか、ひとつよろしくをお願いします。

議長（小川勝範君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） 各施設に対しまして、今、車社会でございまして、駐車場の整備はどのように考えておるかという御質問でございます。御案内のとおり、特に旧穂積地区におきましては駐車場があるところが本当はない。なぜ整備をされておかなかつたのかなと思っております。本当に考えなくてはいけない。そのことにおきまして、先ほど申し上げました総合的な計画の中で、駐車場も踏まえて、即地権者なりの御協力がいただけるようなところがあれば取り組まさせていただきます。そういったことにおきまして、議会の皆さんに御相談もしてまいりたいと、このように思っております。いずれにしても総合計画の中に合わせまして、即対応ができる、御協力がいただけるならば、やはり駐車場なしで苦労されているところが多いわけですから、そういう整備も考えていきたいと、このように思っておりますので、よろしく願いをして答弁とさせていただきます。

〔19番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

19番（若園五朗君） 2番目の市長のマニフェスト（学童保育、公園整備）について質問させていただきます。

市長のマニフェストによりますと、学童保育につきましては学校敷地内、公設公営という一つの柱がございました。その中で、学童保育の現状、あるいはJAぎふ所有地の取得状況、あるいは今後の学童保育についての取り組みはどんなになっているかということ質問したいと思います。以上。

議長（小川勝範君） 石川福祉部長。

福祉部長（石川秀夫君） 学童保育の件で答弁させていただきます。

今年度、放課後児童クラブの保護者会の方と今後の課題について、今、検討会を実施しているところでございます。現状におきましては、今年度より、西小学校及び本田小学校区におきまして放課後児童クラブが発足して、実施しております。これによりまして、すべての小学校区におきまして放課後児童クラブが実施されることになりました。

特に西小学校区の放課後児童クラブにおきましては、西小学校内で実施しておるという状況でございます。

また、今年度、長期休暇、いわゆる夏休みの期間でございますが、その時期のみ利用する児童のために、現在利用している場所がちょっと手狭になりますので、本年度、牛牧小学校及び南小学校におきましては学校内で実施できるように準備をしているところでございます。

来年度以降につきましては、本年度取得を予定していますJAぎふの店舗等を改修して実施をしていきたいということを予定しているところでございます。

JAぎふの店舗等の跡地につきましては、譲渡契約が調い次第、改修の予算を今年度つけさせていただきますので、取りかかりたいと考えておるところでございます。

今後の学童保育のあり方につきましては、現在、公設民営にて実施しておりますが、各放課後児童クラブの保護者会との間で、先ほどもお話ししましたように検討会を実施し、子供たちが安全に、また保護者が安心できる放課後児童クラブが実施できるよう、調整をたぐいでま図っているところでございます。以上でございます。

議長（小川勝範君） 新田総務部長。

総務部長（新田年一君） 放課後児童クラブの関連施設として予定しておりますＪＡぎふ所有地の取得状況についての御質問にお答えをさせていただきます。

これまで、当初、旧ＪＡもとすからの旧店舗等の買入れ申し入れ以降、その都度、議会にお諮りをしてまいりましたが、その後の経過としまして、双方協議を重ねてまいりました。過日、5月30日に新農協でありますＪＡぎふの理事会が開催され、瑞穂市内の旧ＪＡもとす（本巣郡農業協同組合）の五つの営業所の財産売却といひますか、譲渡につきて承認されたといひ内容の回答を6月2日にいただいております。

これによりまして、放課後児童クラブ施設として今後予定しております2営業所、旧牛牧、並びに旧鷺田の営業所につきて、この後、用地取得等、契約締結後、改修工事、あるいはそうした活動に利用できるような事務を現在進めているといひ状況であります。以上でございます。

〔19番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

19番（若園五朗君） 放課後児童クラブにおきましては、今現在、各施設で特色ある児童クラブといひことで行われていることは御承知のとおりだと思ひます。その放課後児童クラブの対象は1年生から3年生といひこと、今の規模からふえる校区、そういうのを把握してみえるかどうか、お尋ねしたいと思ひます。例えば穂積小学校校区とか、現有数に対して、1年生から3年生までの、ほかの地域と比べて大体1割から1割5分といひ地域性もありますけれども、そこら辺の考え方の中で、今後、今の施設の中でふえるといひような見込みとか、そういうのはどうですか。お願いします。将来計画。受け入れ体制。

議長（小川勝範君） 石川福祉部長。

福祉部長（石川秀夫君） ふえるところでございますが、穂積小学校とか、それから牛牧小の方が今後ふえるのではないかと考えておりますが、牛牧小につきては、今現在使っております施設と、また先ほどもお話ししました牛牧農協の建物を改修させていただきまして、両方使って実施していきたいといひことと考えておるところでございます。

〔19番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

19番（若園五朗君） 私もちょっと調べさせてもらった。穂積小学校、あるいは南小、牛牧

小、本田小学校が、今計画の児童数、地域性もありますけれども、今言っている中で、南小は今23名で、将来最大でも、統計によりますと大体34名ぐらい。今から十二、三名ふえるような可能性があります。今現在、農家の方の住宅と、今回JAの土地を使って、兼務していくのか、学童保育についての施設利用はどのように考えてみえるか、お尋ねしたいと思います。南小です。お願いします。

議長（小川勝範君） 石川福祉部長。

福祉部長（石川秀夫君） 南小につきましては、今、民家の方を使用させていただいておりますし、先ほどもお話ししましたように、JAの方の建物が買収できれば、改修させていただきまして、両方併用しながら実施していきたいと考えておるところでございます。

〔19番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

19番（若園五朗君） 今回、農協の土地をすべて、予算を組んでおるのは1億4,210万円でございます。そうした中で、総務部長、農協の今度買う1億4,210万円の中で使える施設はどんなものがございますか。ちょっと確認したいと思います。お願いしたいと思います。JAの土地取得の中で、建物利用できる土地はどれだけあるか確認したいと思います。

議長（小川勝範君） 新田総務部長。

総務部長（新田年一君） 五つの営業所につきましては、利用計画、利用目的を立てまして、放課後児童クラブ施設、子育て支援の施設、あるいは学校等駐車場用地、保育所、防災施設等の利用ということで計画を立てまして、五つの営業所の利用については、位置づけといいますか、利用目的、あるいは予算化は現在のところ済ませております。

〔19番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

19番（若園五朗君） 部長査定というか、ちょっと打ち合わせしたところによりますと、現在、農協の施設、今度、鷺田とか、いろいろと買う中で、今答弁はなかったんですが、生津の資料館の一部倉庫と、そして牛牧の倉庫しか使えないというような話もちょっと聞いたんですが、評価の査定ですね。鑑定評価、今後使えるものは使う。使えんものについて、差し引きですね。要らんもの、使えんものを買ってもいかんもんで、そこら辺しっかり、予算は予算、買うときにはお値打ちに再度確認をお願いしたいと思うんですね。

時間も来ていますので、そういうことで、当初予算は1億5,000万の範囲内ですので執行部の方に預けますけれども、市長にひとつお願いしたいんですが、市長の専決じゃなくて、あくまでも経過報告なり、総務委員会なり、買う時期になった段階で、ある程度明確に、この建物についてはゼロ査定だから、その分土地の単価に上乘せるとか、南小学校であれば、耐震が大事だというなれば、評価が低いわけでございますので、予算の組んである範囲内で分析され

まして、値打ちに買っていただけることをお願いしたいと思います。

この質問の最後ですが、前回も言ったんですが、南小学校用地、今現在1万2,828平米。そして、あの周辺ですね。使われていない遊休地というか、草刈りをやっている土地が1万669平米ございます。失礼ですけれども、プール跡地はならしちやいますけれども、もちろん私は買ってはいかんとは言いませんが、有効利用する中で土地も買っていくと。南地区は非常にふえるということですが、学校敷地が1万2,000あって、農地の遊休地、使っていないところが1万669平米あるということで、今回もそのJAの土地を買うのも2,000平米ということ聞いていますが、含めて、学校が大きいんか、遊休地が大きいんかという、本当に考えられない。瑞穂市全体で考えた場合、いつも言うんですけどバランスが、確かに有効利用ということで、小学校の隣で買う必要があるんですが、執行部も非常に精査することも大事ですし、議会の方もチェック機能ですので、用地利用なり、土地利用について、しっかり今後、議会の方にわかるように、その利用目的なりをしっかりお見せして、市民にも知ってもらいたいと私は考えております。

時間も来ておりますので、3番目の公園・緑地についてお尋ねしたいと思います。

公園・緑地につきましては、憩いの場として、今、都市の防災、コミュニティーの場としての観点等、さまざまな側面からいろんな使い道が考えられると思いますが、児童公園と都市公園整備について、現状、あるいは将来計画、あるいは未利用地の使い道、そこら辺、お尋ねしたいと思います。以上。

議長（小川勝範君） 松尾都市整備部長。

都市整備部長（松尾治幸君） 若園議員の公園関係についてのお尋ねに回答をさせていただきます。

最初の御質問にあります児童公園と都市公園の現状についてでございますが、現在設置されております児童公園につきましては42カ所、都市公園につきましては16カ所でございます。面積につきましては、児童公園で約3万4,000平米、都市公園につきましては約7万平米となっております。

次に、公園の整備基本計画の策定の基本方針についてでございますが、今回策定する目的につきましては、市の理想的な公園・緑地の配置を現状把握した上で公園整備に向けた計画をすることになっております。議員の言われましたように、コミュニティーとなる場所として、植樹により緑豊かなオープンスペースを確保できる公園の整備を第一に考え、また場所、規模によっては、災害の際の一時避難所となるような防災の性格を持ち合わせた公園整備の基本計画を立ててまいりたいと思っております。

次に、未利用地の公園整備についてでございますが、公園整備基本計画を策定するに当たりまして、公園の適正な配置、位置、選定を行った後、設置する公園については、その性質、ま

たは大きさ等、その位置づけを明確にした上で、また現在、市内の各地で見られます未利用地等となっている土地を有効利用できるような場所がありましたら、それらも取り込んだ格好で計画を立ててまいりたいと思っております。

最後に、児童公園と都市公園の考え方でございますが、児童公園につきましては、公園周辺の方々が生活の延長上でほぼ毎日、日常的に使用できるものとして、これらについては公園内の遊具の管理のみを市が行っておりまして、その他の管理につきましては、地元の区、あるいは自治会にお願いしているのが現状であります。よって、今後整備するものにつきましても、同様の扱いにて整備をする予定でございます。

都市公園につきましては、半径が250メートル以内の方が利用できるような街区公園で、大きさは1カ所約2,500平米程度を予定しております。また、半径500メートル以内の方が利用できるような近隣公園は、大きさが1カ所約2万平方メートル程度のものを目安に、市が整備、管理するものとして位置づけております。

いずれにいたしましても、市民の皆様方につきまして、緑化活動や公園の管理等へもより一層参加いただけますよう、魅力ある公園整備をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げまして、答弁とさせていただきます。

〔19番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

19番（若園五朗君） 質問の中に未利用地の件も含めてございますので、旧巢南におきまして、土地開発公社の土地、普通財産9カ所7,490平米、そして行政財産7カ所7,144平米で、現在使われていない、草刈りばかりしている土地ですね。公園をつくる、あるいは河川改修する、公共施設もつくるというような取得目的があったんですが、1万4,634平米も未利用地でございます。そうした中で、旧市街化区域の中で、JRより北につきましては7カ所、JRと21号の間におきましては6カ所ということで、非常に市街化区域に集中しております。そういうような多くの、16カ所ある土地も、今後市の公園整備なり、あるいは南小の駐車場等も含めた、それなりにいろいろ使っていくわけでございますけれども、未利用地も含めた公園整備も、瑞穂市全区域を見たとき、特にJRからこの周辺、21号からこの周辺、全体計画の中でも非常に少のうございます。それは市長も御存じだと思いますが、土地開発公社の未利用地の1万4,634平米、そして今回の瑞穂市の都市公園16カ所、緑地公園が13カ所、児童公園42カ所ということで、非常に多くあるにもかかわらず、図に落としてみると、JRを中心にした穂積地区のこの辺、あるいは21号のこの辺が非常に少ないような感じを私は受けたんですが、何でも土地買ってやるんじゃないかと、部長が言われたように、児童公園はやっぱり地元管理といいますが、地域のものは自分たちでやるという今までの方針を、今後整備される中で、未利用地の有効利用、そしてバランスよくできるような公園整備を含めて、今後、市長、公園整備について

の考え方など再度お願いして、質問を終わらせていただきます。

議長（小川勝範君） 堀市長。30秒しか時間がございません。

市長（堀 孝正君） 先ほど、都市整備部長の方からお答えをさせていただきました。公園整備の基本的な考え方、そして本年度そういった計画もきちっと立てて取り組みたいということで御答弁をさせていただいたところでございます。そんな中に、未利用地とか、いろいろあります。こういった土地は、議員御指摘のように、つくるのは市でつくりますが、管理は地元でできるような、そういうシステムを構築したい。本来でありますと3%公園が要るわけでありまして。とてもそんなことはできんわけでございますが、できるだけうまく利用して、そういう整備をしてみたいというふうに思っております。

ここら辺はやるべきじゃないか、そういったことをどしどしお寄せいただいて、一緒になってつくってみたいと思っておりますので、よろしく願いして、答弁とさせていただきます。以上です。

議長（小川勝範君） 以上で、若園五郎君の質問を終わります。

続きまして、日本共産党瑞穂市議団、小寺徹君の発言を許します。

小寺徹君。

13番（小寺 徹君） 議席番号13番、日本共産党瑞穂市議団の小寺徹でございます。代表質問をさせていただきます。

3点にわたって代表質問をさせていただきます。

まず第1点は、瑞穂市環状道路改良計画についてでございます。

この計画については、堀市長が議員の時代に一般質問でされております。そして、市長になられて、3月の議会の中で今年度の予算を提案するときに、この瑞穂市環状道路計画という計画を持っているということを提案されております。

それで、私は今回の一般質問で、この道路が本当に必要な道路かどうか。また、3月の議会では20億円くらいのお金がかかるということを答弁されておりますが、無駄な工事になりはしないかということを含めて質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

質問は質問席でさせていただきます。

この瑞穂市環状道路改良計画の目的、これは本当に住民にとってメリットがあるのかどうか、その辺について、どう考えてみえるか、市長にお尋ねしたいと思います。

議長（小川勝範君） 水野調整監。

調整監（水野幸雄君） 私、ことし4月から都市整備部調整監になりました水野でございますが、今後ともよろしくお願いいたします。

それでは、今質問がございました環状道路改良計画の中の目的について答弁させていただきます。

改良計画の目的につきましてですが、市の環状道路の状況を見ますと、東西軸には、基幹道路であります国道21号線及び主要地方道岐阜・巣南・大野線というものがございまして。一方、南北軸を考えますと主要地方道北方・多度線がございまして。しかし、市の西部方面に目を移しますと、幹線道路がないため、基幹道路でございまして国道21号に接していない状況があります。よって、このような状態のため、本年度予算におきまして、有効な道路計画を立案するため、道路概略設計を実施してまいりる予定をしておるところでございまして。以上でございまして。

〔13番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 小寺徹君。

13番（小寺 徹君） 道路網の状況を見ると、そういう現状であるということはわかるわけでございます。この計画は、ぜひ道路をつくってほしいという住民からの要望が瑞穂市、また県へ届いておるのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

議長（小川勝範君） 水野調整監。

調整監（水野幸雄君） それでは、要望があったかについてお答え申し上げます。

揖斐川の右岸堤防のJR東海道下におきましては、過去に洪水により冠水して通行不能になったということがございまして。以上、このようなことから、揖斐川の出水にかかわらず、直接国道21号に接続する道路が必要との要望があったと聞いております。以上でございまして。

議長（小川勝範君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） 私の方からお答えをさせていただきます。

今御質問をいただいております瑞穂市の環状道路、特に東西線は、先ほど調整監の方から申し上げました国道21号バイパス、これは岐阜県の南部横断ハイウエーでございまして。そしてもう一つ、中でございまして、穂積・巣南線、これが国道258号線に続いております。もう1本が岐阜・巣南・大野線、これは主要地方道でございまして。東西線はあるわけでございますが、南北線の幹線は、先ほど申し上げました北方・多度線でございます。これが1本でございまして、旧穂積地区の中で、まちの中として抜けておるのはありますが、旧巣南地区の方におきましては一本も南北の幹線道路がないわけでございます。これはかねて、旧巣南町の時代、そして旧本巣郡の時代、本巣郡の西部縦貫道としてこの道路の整備をということで計画を立ててございまして。もちろん巣南の西部縦貫道路、これも議会でも話題になり、これはするべきだと。それも、南部のまちづくりというのを私の時代にしました。その区画整理事業の中で、国・県の大きな補助を入れて、整備していこうという計画であったわけでございますが、残念ながらその区画整理はできなかったわけでございます。そんな中におきまして、その道路だけができておりません。バイパスから1本、旧巣南の庁舎を、名古屋、また滋賀県の方から来るお客さんに説明する場合にどのように説明するか。本当に説明ができないのが実態であります。やはり21号バイパスから幹線でさっと入れない。それが実態でございまして。そして、今度、瑞穂市

になりました。御案内のように、これができますと、まさに瑞穂市の岐阜・巣南・大野線、そして曾井中島・美江寺・大垣線、そしてこの環状線、そして北方・多度線、まさに環状道路になるわけであります。特に穂積地区の下の方におきましても、この道路に入ってきますと、将来の東海環状の西回りルート、大野神戸インターチェンジに出るのもさっと出れるわけございまして、やはり市として、このくらいの事業を行政的に取り組んで整備をしていくことが肝要である。そういうところから出させていただいております。

予算のことの御質問がありましたら、その内容を詳しく御説明をさせていただきます。まず、なぜ必要かということについてのお答えをさせていただきました。以上であります。

〔13番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 小寺徹君。

13番（小寺 徹君） 南北に道路がないので必要だということで、この必要性を答弁されておりますけれども、現在、21号線から瑞穂市へ入る路線として結線がございますね。東海道線のところは非常にガード下が狭くて、今あそこが問題になっておるんですけれども、あのガードを犀川改修とあわせて広くするというのも今後の課題として出ておりますし、それをすれば、既存の道路を整備して南北線ができるんじゃないかと思うんですが、その辺はどう考えてみえるか、お尋ねしたいと思います。

議長（小川勝範君） 水野調整監。

調整監（水野幸雄君） 現況の東海道線及び国道21号線をトンネルで抜くのかということについて、お答え申し上げます。

〔「違う違う。それはまた後」と13番議員の声あり〕

議長（小川勝範君） 小寺君、もう一回、再質問してください。

13番（小寺 徹君） 質問に今の項目はないんですけれども、答弁の中で、南北線がないと。南北線が必要だということを言われておるものですから、現在、既存の南北線があると。東海道線がちょっと狭くて、支障になっておるけれども、今後、犀川改修とともにガードを広くするという計画もあるので、それで南北の幹線道路ができるんじゃないかということを提起しておるわけです。その辺はどう考えてみえるか、お尋ねをしておるわけです。

議長（小川勝範君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） 私の方からお答えをさせていただきます。

この美江寺・西結線、御案内のように長年鉄道の手前で狭くなりまして、あそこで待避をするわけでございます。これもようやく、この3月31日におきまして地権者の御理解もいただき、県の方の予算づけをいただきまして、買収もできたところでございます。これは大体8月いっぱいくらいに解体もされます。それができましたら、岐阜土木事務所の道路建設課におきまして、道路整備を続けてやっていただくようお願いをしております。

ところが、今御指摘がございます東海道線の下の拡幅でございます。この拡幅をしようとしますと、この道路だけでなく、すぐ隣に犀川がございます。この犀川もその部分が一番狭い部分でございます。タコつぼの首の一番狭いところのようになっています。あの状況にあるのが犀川の状況でございます。あれは道路と河川とセットで整備しなくてはいけない。それをしますと、やはり東海道線の別線を敷いてやらなあかん。これは莫大な経費がかかるわけでございます。以前の県でありましたら財政的にも余裕がございましたが、今、県は本当にそういう県単の事業はほとんどできないような状況の財政下でございます。ここ一、二年がピークになるわけございまして、到底まだまだ先のことでございます。予算も大体60億から70億かかるという事業でございます。そんな中におきまして、それができましても、旧巢南地域としましてやはり重要であります。せっかくの機会でございますから、お話を申し上げます。予算が大体20億ということで3月にお話を申し上げた。どういう事業でやるかでございます。もちろん道路特定財源の関係の特例交付金という事業でございます。これは国の方の補助金が55%でございます。これは一つの都市におきまして1事業でございます。最高27億円まで利用できるということで、補助金が11億円でございます。残りの補助残に対しまして、合併特例債、これは70%交付税で補てんがされるわけでありまして、ですから、20億の事業費でありまして、実際に市民の税金を投入するのは3億何千万でこれだけの事業ができるわけで、こういう事業に使うのが本当の行政のあり方だと私は思っておるわけです。55%の補助金、そして補助残に対しまして合併特例債、そうすると20億かかります事業が、実際市民の税金の投入は3億何千万でこれだけの整備ができる。まるで夢のような事業ができるわけでありまして、ですから、私はこれを提案させていただいておるわけでございます。どうかひとつ議会の皆さん、今までなかったこういうのが、本当のこれから10年、20年先を見越した道路だと思っております。御理解をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。私の答弁にかえさせていただきます。以上でございます。

〔13番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 小寺徹君。

13番（小寺 徹君） 結線のガード下を拡幅するのは非常に難しいと。お金もかかると。すぐできんということから、こういうことが必要だということで理解いたします。

それで、この瑞穂市環状道路計画の路線については、予算書の中で白地図に路線が計画として出されておりますが、再度確認したいんですけれども、これは東海道線のガード下をトンネルで抜いて、21号線はトンネルを掘るのか、交差点で交差するのか、そこら辺、路線の計画を再度確認したいと思いますが、よろしくお願いします。

議長（小川勝範君） 水野調整監。

調整監（水野幸雄君） 先ほどは失礼いたしました。

東海道線及び国道21号線をトンネルで抜くのかということについてお答え申し上げます。

現在発注しております概略設計の中でその検討を進めてまいる予定でございますが、国道21号線につきましては、新揖斐川橋手前にございます横屋交差点を利用することを考えております。今後建設する道路、概略設計する道路でございますけれども、その道路の機能を発揮させること、その建設費用を考慮いたしますと、東海道線につきましてはトンネルで抜くことが必要になるかと思われまます。以上でございます。

〔13番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 小寺徹君。

13番（小寺 徹君） ちょっと今の答弁で、最後の方のトンネルが必要かどうかということ、もうちょっと理由が何か、もう一遍。

議長（小川勝範君） 水野調整監。

調整監（水野幸雄君） 今申し上げましたのは、全く土盛りのしてあるところを抜くのをトンネルというように考えております。もう一つが、ガード下というものは、コンクリートと鉄の橋梁ででき上がっております。そのため、橋梁の今あるところを広げようとする場合には、今ある構造物を仮にもう一回作り直して、作り直すためには、線路をもう1本仮線を設けるというようなことがございますので、それにかかる費用と、一般的に今土盛りのところにトンネルで穴をあけるというような場合には、その土盛りしてあるところに横方向に鉄骨等を挿入しましてやる工事が考えられますので、それを比較いたしますと、今のガード下の狭いところを拡幅するというのは多大な費用がかかるということで、ちょっと理由は述べませんでしたけれども、盛り土、トンネルの方が有効ではないかということをお今の時点では思っております。ただし、まだ概略設計をして、多方面にわたる検討の中で最終案は決めさせていただきますので、今現在は、一般的な例として申し上げたということでございます。

〔13番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 小寺徹君。

13番（小寺 徹君） 今の説明を聞きますと、県の方では大分設計の方が進んでおるようなんですけれども、岐阜県として、この計画を承認して、計画路線を県道に認定して進めていくということになっておるか。そこら辺の県のこの計画道路に対する考え方、さらに今後どういう順序でやっていかれるのか、そこら辺をちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（小川勝範君） 水野調整監。

調整監（水野幸雄君） 県におきましてはどのような対応をしていくのか、県とのかかわりはどうかということでございますが、それにつきまして、今現在、執行部の中で考えておりますのは、今回計画する道路につきましては、今のところ市道として整備をしていくというような方針を持っておりますので、今現在、直接県とはかかわりのない状況でございます。

それと、今後、県道への昇格の話も議員の方から御質問があったかと思いますが、そのことについては、この瑞穂市内を管轄しておりますのは岐阜土木でございますけれども、その岐阜土木自身の道路網、県道の道路網の見直しとかというような話も相まってまいりますので、今後の検討課題にさせていただくことになるかと思っております。今現在、この計画を進める上においては、今のところ、市の整備事業というような理解をしております。以上でございます。

〔13番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 小寺徹君。

13番（小寺 徹君） 私の認識違いで、県道にして、県がずうっと管轄してやっていくのかと思ったんですが、ちょっとこれは改めます。

次に聞きたいのは、改良工事費のことですけれども、先ほど市長が答弁されて、特別交付金、補助金等がつくと。それで20億の工事だけでも、大体3億から4億ぐらいの市のお金を使えばできるで、非常にいいことだという御答弁でございましたけれども、本当に必要な道路ならお金を使ってもいいんですけれども、私、まだどうも納得がいけない状況がありますし、国のお金でも私たちの税金ですから、市へ納めるか、国へ納めるか、同じですので、要するに無駄はいけないということで、費用負担については先ほど答弁がありました。割に市の負担は少なくなるなということは感じるんですけれども、その辺は今後、無駄な事業かどうかということはもう少し私は今後検証をしていきたいと思っております。

次に、これから用地買収がどんどん出てきて、新しい道路ができるわけでございます。あの路線でいきますと、道路も、農道、田んぼの中を走っていくと三角の田んぼがたくさんできるというようなことになって、本当にあのあたりの農業をやる人はいいかなということを懸念しますし、さらに道路を購入するとなるといろいろな利権が絡むということが今まで起こっております。この計画を進めるに当たって、利権が絡むというようなことはないように望みたいわけですが、その辺はいいかどうか、お尋ねしたいと思います。

議長（小川勝範君） 水野調整監。

調整監（水野幸雄君） お答えします。

今の御質問、利権が絡むことはないかというふうなことでございますが、先ほど述べましたとおり、有効な道路計画を立案するために道路概略設計を実施しております。そのため、真に道路計画というのは必要なものになるということを考えておりますので、利権が絡むことはないというふうに考えております。

〔13番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 小寺徹君。

13番（小寺 徹君） 最後になりますけれども、環状線としてどうしても必要だと。さらに宝江とかを結ぶ道路が必要だという場合に、私は既存の施設を活用してやるということもでき

るんじゃないかということで、代案としてこんなような提起をしたんですが、どう考えてみえるか、お尋ねしたいと思います。

一つは、東海道線のトンネルのガードを抜く場合、下犀川橋の西の交差点を南へ行きますと、東海道線の広いガードがありまして、道路が通っておりますね。その道路を活用することが一つできると。さらに南の方、21号線には、21号線を盛り土したときに、巢南町はまちづくり計画があって、道路計画があり、21号線をトンネルで抜くように要望して、その既設のトンネルがあるわけですね。今は全然使われていないトンネルがございます。市長は、要するにまちづくり計画があって、わしが国道事務所へ頼んで、あのトンネルができたんだと。この工事によって、普通ならば5億円かかるけれども、国のお金でできて、5億円もうかったという話をしてみえたわけですね。そういうことで、既設のものを活用して、すうっと環状にならずに、せせこましくなりますけれども、そういうのを活用してこの計画を立てるといことも私はできるんじゃないかと思うんですが、こういうことは全然不可能なのかどうか。そこら辺は全然計画の中へ入っておらんのかどうか、検討されたのかどうか、お尋ねしたいと思います。

議長（小川勝範君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） 私の方から答弁をさせていただきます。

先ほど調整監の方からもう既に説明をさせていただきました。いわゆる横屋の下犀川橋のこっちへ出ました幹線道路のあそこを広めるには、幹線道路というのは、やっぱり両方に歩道もとるといことも必要でありまして、あれを広めようとしてみると、本当に別線を敷いてやらなくてはいけない。そのことを先ほど説明を申し上げ、逆にお金がかかるわけでございます。

そしてもう一つ、21号バイパス、8メートルの道路で抜いてございます。これは区画整理の中で、こういう区画整理ができることで、交差点だけではだめだからといって、そういうことで岐阜国道事務所が、あのときその図面を見て、抜いてくれたわけでございます。約9億から10億かかっておりますが、これはもう3回に分けて大工事でやってもらったわけでございます。今は本当に使われておりませんが、8メートルでは結局車だけで、歩道は全くつきません。ですから、幹線道路としての価値はございません。そんなようなことで、逆にお金がかかり過ぎるということでございます。

そして、今、盛り土の西の方の高いところでトンネルを抜きますと、現在、堤外の方へ道路がおりています。あれもうまく国土交通省と話をして、こちらへ巻き込んでできんか、そういったこともあわせて考えられないかと、そういったこともこちらとしては考えておるところでございます。これはどうなるかわかりませんが、そういったことも、今、樽見鉄道をずっと揖斐川堤防のところをずうっと走っていただきましても、堤外におりて通るところは西側とあそこだけで、あとは全部堤内の方で全部交通ができておる。あそこだけですから、そういうことを考えますと、それもあわせて考えれんかなと、そんなことも思っておるところござ

います。

いずれにしても、本当に旧巢南の長年の懸案でございます。これが東海環状につながる。また、本巢市の岐阜・関ヶ原線から田之上・屋井線で、ずうっと本巢市の北の方にもつながっていく道路になるわけでございます。1町だけではありません。安八町にもかかわりますし、そういうところでございます。どうかひとつ御理解をいただきますようよろしく願いをして、答弁とさせていただきます。

議長（小川勝範君） 水野調整監。

調整監（水野幸雄君） 今回の概略設計を進めておりますので、十分配慮して検討は進めてまいりたいと思っておりますので、御了解いただきたいと思います。

〔13番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 小寺徹君。

13番（小寺 徹君） 今、私が提案した既設のガードを利用するということになるとお金がたくさんかかるというのは、要するに道路を拡幅して、立ち退きや何かの費用がかかるもので、お金がかかるぞと。要するに横屋の道路を歩道をつけて拡幅せなあかんもので、それでお金がたくさんかかると、そういう意味ですか、市長が言ってみえるのは。

議長（小川勝範君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） 鉄道の下が、御案内のように大雨が降りますと、必ずあそこは乗るところでございますけれども、その鉄道の下に拡幅に莫大なお金がかかるということでございます。

〔13番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 小寺徹君。

13番（小寺 徹君） まだまだこれから十分議論していかんらん点があると思っておりますけれども、大体計画の内容、状況はわかってきましたので、きょうの瑞穂市環状道路計画についての質問はこれで終わらせていただきます。

次は2点目の質問に行きたいと思っております。

自転車・歩行者の安全を守るために歩道整備をとということで質問させていただきます。

今回の4月の市会議員選挙で、私たち日本共産党は市民の皆さんにアンケート調査を行いました。そのアンケートの中で、多くの市民さんからの要望が出されてきて、特に歩道の整備をとという要望がたくさん出てきました。その中の主なものについて、きょう質問をしたいと思っております。

まず一つは、美江寺のトミダヤの東へ行きますと犀川がございまして、その犀川に橋がかかっております。橋は、ちょうど車の横断は両方とも交差できるんですけども、歩行者、自転車は通れないというような状況になっております。あの橋に歩道設置をとという声が強く出されております。アンケートでこういうような要望が出ておりましたよというピラを美江寺の地域

へ配りましたら、ぜひこれをやってほしいという声がかまた寄せられたところがございます。この辺の歩道設置はできないものかどうか、お尋ねしたいと思います。

議長（小川勝範君） 水野調整監。

調整監（水野幸雄君） お答えします。

犀川にかかる橋、美江寺橋のことを指してみえると思いますが、この橋につきましては、主要地方道岐阜・巣南・大野線という道路でございます。この道路を管理しておりますのは県の岐阜土木事務所でございますが、現在、県においては財政的にも厳しい状況下にあるため、このような歩道整備についての考えなんですけれども、通学路として指定されている箇所を優先的に整備をするということ聞いております。この付近の通学路を調べてみますと、どちらも今のところはちょっと通学路になっておりませんので、今現在、早期の整備については難しいものかと思われまます。以上でございます。

〔13番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 小寺徹君。

13番（小寺 徹君） 瑞穂市内の小・中学生の通学路にはなっておりませんけれども、高校生が自転車で通るということがございますね。自転車で渡るにも、待っておって、車が来ないな、あいたなというときにさっと渡るという状況があるわけですね。自転車で渡られる方も非常に危ない状況があるわけです。これは、県の岐阜土木がということで、岐阜土木はまだお金がないでやれんというのが今の答弁ですね。

県の管轄ですけれども、瑞穂市民がたくさん通ると。大変だと。これは危ないということで、市がお金を出してやるということ市が決断すれば、県は、県の設計に基づくかどうか、やるという方向になるのかどうか、その辺はどうなんですか。

議長（小川勝範君） 水野調整監。

調整監（水野幸雄君） 先ほど答弁させていただきましたとおり、早期の整備は難しいということは申し上げました。しかしながら、幅員が狭く、危険であることは事実でございますので、少しでも安全に配慮ができるように、公安委員会、道路管理者であります岐阜土木及び瑞穂市と協同で、少しでも安全が図れるような対策ができないかということは働きかけていこうと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

〔13番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 小寺徹君。

13番（小寺 徹君） 対策といっても、要するに歩道をつくらんことには何も対策はできんと思うんですけれども、そこら辺はどういうような対策があるんですか。

議長（小川勝範君） 水野調整監。

調整監（水野幸雄君） 抜本対策は、今言われますとおり、歩道をつくるということでござい

ます。ただし、今の現況の道路を見ていただきますと、車が通るところと路肩部分に外側線が引いてございます。それで、一つの手段でございますけれども、例えば通行車両のスピードを落とすように外側線を二重に引くとか、路肩のカラー舗装とか、あとありますのは、注意喚起の看板とか、今よりはそのような対策、私、今ここでぱっと思いつくのはその程度でございますけれども、今あるところに少しでも新たな施策をすることによって、通過される方々の安全を確保する要素はあるかと思っておりますので、申し上げたものでございます。

〔13番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 小寺徹君。

13番（小寺 徹君） 先ほど質問いたしました、非常に危険なもので、瑞穂市がお金を出してやろうといった場合、県は許可をしてその工事を認めるのかどうか、その辺はどうなんですか。

議長（小川勝範君） 水野調整監。

調整監（水野幸雄君） 道路にかかわる工事というものにつきましては、道路自費工事という手段はございます。どういうことかと申し上げますと、道路管理者に対して一定の手続をされることによって、今、道路区域にあるところをさわることでございます。ですから、やってやれないことはございませんが、例えば今、このような要望箇所につきましては、県、岐阜土木といたしましても、それなりに必要性、緊急性、そもそも歩道の必要性については十分承知しておりますので、瑞穂市の強い要望等があれば、少しでも早くかけられるように県としても努力されることと思っております。ということで、そもそも市でやるということも不可能ではございません。ただし、県は県で頑張ってくれるものというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思えます。

〔13番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 小寺徹君。

13番（小寺 徹君） ぜひ調整監、頑張ってください、県がやる方向で動くように、ぜひひとつお願いしたいと思います。市長の方も、ぜひひとつ要望活動をやっていただくようお願いしたいと思います。やらんなら、わし、銭出すわというくらいのことで交渉、要望してもらおうといいかなと思います。

二つ目の問題に行きますが、これもトミダヤの東側の道路、北へ行く道路で、森地区までの道路、非常によく通るんですけれども、トミダヤのところは歩道がありますけれども、森地区までないんです。排水路がございまして、排水路を伏せ越しして歩道ということが可能じゃないかなと私は思っておりますが、その辺の歩道設置はできないものかどうか、お尋ねしたいと思います。以上です。

議長（小川勝範君） 水野調整監。

調整監（水野幸雄君） 今御質問のございました森地区へ通る道路につきましては、一般県道田之上・屋井線でございます。これも、先ほど申し上げました県の岐阜土木事務所が管理しております。それで、この道路につきましても、現地の状況というんでしょうか、通学路であるかどうかの確認をさせていただきました。今現在、小学校におかれましてはこの道路を通学路として利用してみえないということもございまして、先ほど答弁させていただきましたとおり、早期の歩道整備というのは、ここもちょっと厳しい状況にあるということでございます。以上でございます。

議長（小川勝範君） 堀市長。自席で答弁してもらえば結構ですので、自席でやってください。
市長（堀 孝正君） その点につきましてお答えを申し上げたいと思います。

実は、田之上・屋井線の歩道づけにおきましては、私がちょうど巢南のときをお願いしておったわけでございます。実は森の中で県がやってやるというときに、もうそこをやるんやったら、ずうっと北の方とつながっていくんですが、その方が、県がやってやるというのに、お年寄りの方ですけど、本当に後継者もないのにできなかった。そういうことがあったもんですから、県としては、あのときに要望していたらということもございまして、今、調整監から申し上げましたが、重要性、学童が通るとか、そういうことならですけど、それ以外では、県は本当の話が、市としまして要望したのをお見せしてもよろしいですが、相当私、要望しております。この間、議長、副議長と一緒にいきまして、それはごく一部ではございますけど要望しておるところでございます。どうしてもという場合は、市で自費工事でということになるわけですが、市の中もそれよりももっと重要性の高いところがたくさんございます、交通量から何から。そこら辺も考えますと、なかなか取り組めないのが実態でございますので、御理解をいただきますようによろしくお願い申し上げます。

〔13番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 小寺徹君。

13番（小寺 徹君） 次に行きます。

もう1点、歩道整備で、十九条の樽見線の踏切から五六川の橋までですね。店ができて、歩道ができておるところもあるんですけども、非常に交通量も多くて、きれいに歩道整備をという声が出ております。ことしの計画では、東の方の交差点、ポニーから五六川まで設計調査ということで事業計画を組まれておるようですけども、この辺の歩道整備の計画はされておるのか、どうなっておるか、お尋ねしたいと思います。

議長（小川勝範君） 水野調整監。

調整監（水野幸雄君） それも歩道の整備計画はどうなっているかということについての御質問かと思えます。お答え申し上げます。

本年度、十九条交差点までの歩道整備計画を立案するように考えております。市道、十九条

の交差点から花塚橋までの間の歩道整備を計画しております、その交差点部分につきましては、南北に走っている道につきましては一般県道美江寺・西結線でございます。それで、このことを整備する計画を立案する中で、交差点自身も右折車線がございません。そういうことを考えまして、右折車線の改良をする部分については、県に働きかけをし、今年度歩道整備計画を立案して、順次整備していく中で、歩道のでき上がりにあわせて交差点の改良もできるように考えております。以上でございます。

〔13番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 小寺徹君。

13番（小寺 徹君） 交差点の整備と歩道を、特に交差点から東の方をこしはやるということで計画がされておるということで、あれは南北両方の歩道ということで計画されておるのかどうかということの一つお尋ねしたいということと、また交差点から西の方の計画というのは、今後も続けて年次的にやられていくのかどうか、そこら辺をお尋ねしたいと思います。

議長（小川勝範君） 水野調整監。

調整監（水野幸雄君） 今答弁させていただきました歩道については南北両方やるのかという御質問でございますが、それにつきましては、両側歩道を整備するように考えております。

それでもう一つ、十九条の交差点から十九条駅までの西側の部分でございますが、あの部分につきましては、今度は一般県道穂積・巢南線でございます。その道路を管理しておりますのは岐阜土木事務所でございます。それで、先ほども答弁させていただきましたとおり、この道路についての歩道につきましては、またこれも現地を調査させていただきましたところ、この県道を利用した通学路はほんの一部でございますけれども、大部分が通学路ではございません。よって、今のところ、十九条の駅から十九条の交差点まで全体を一つの道路整備の区間として歩道整備を進めていくというのはなかなか厳しい状況にあるということでございます。

〔13番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 小寺徹君。

13番（小寺 徹君） はい、わかりました。

次に、その辺の関係で、十九条の踏切から東へ1本目の交差点ですね。あそこは子供が横断する通学路になっておるんですね。それと、十九条の方が、あそこから北に田んぼがあると、耕運機で横断しなければならない場合、非常に交通量が激しいもので、なかなかトラクターの横断もできんと。また、通学時は子供の横断もなかなかできんということで、親がおって、とめようと思っても、どんどん来るもので、危なくて車をとめれんというような状況が続いて、ぜひ信号をとという要望が出ておるんですけれども、この信号設置の計画はあるのかどうか、どんなものか、お尋ねしたいと思います。

議長（小川勝範君） 水野調整監。

調整監（水野幸雄君） 横断歩道に信号機の設置をとということの御質問かと思ひます。これにつましましては、本年4月に市長名で公安委員会、平たく申し上げますと北方警察署でございますけれども、優先順位第1位で設置要望をしております、設置をお願いするという要望を出しているということで御了解いただきたいと思ひます。

〔13番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 小寺徹君。

13番（小寺 徹君） 要望の第1位で出してみえるということですから、今までの経験でいくと、大体市内で年に一つか二つ設置されるということで、1位だったら、今年度中に設置されるなあということで理解していいのかどうか、その辺はどうですか。

議長（小川勝範君） 水野調整監。

調整監（水野幸雄君） 今、要望しておりますというふうに答弁させていただきましたが、要望しているということは、設置するのは公安委員会というところが設置されるわけでございます。それで、私どもとしましては、要望はさせていただいて、今後、公安委員会と連絡を密にしまして、例年どおり1基なり2基つく中に確実に入れていただけるようにということで連絡を密にしていきたいと思いますので、御了解いただきたいと思ひます。

〔13番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 小寺徹君。

13番（小寺 徹君） ぜひひとつ設置できるように、連絡を密にしてやっていただきたいことをお願いしたいと思ひます。

次、3点目に行きたいと思ひます。

国民健康保険財政の現状についてということで質問させていただきます。

この質問の趣旨は、私は4月の選挙のときに、瑞穂市の国民健康保険は高いと。県下で3番目だと。値下げをする必要があると。公約では、加入者1人当たり1万円の値下げができるんじゃないかということをお訴えて、公約してきました。きょう、この質問の中で、そういう財源があるのかどうか、今の国保財政の現状をこの中で明らかにしていきたいなあと思ひながら、質問をするわけでございます。

まず第1点目に、現在の国民健康保険基金の残高額を教えてくださいたいと思ひます。

議長（小川勝範君） 松井市民部長。

市民部長（松井勝一君） お答えさせていただきます。

国民健康保険基金の残高についてでございますが、本年3月31日現在の基金の残高は7億4,111万9,046円となっております。以上でございます。

〔13番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 小寺徹君。

13番（小寺 徹君） それで、19年度も終わり、20年度になりまして、20年度も4月、5月が過ぎたわけですね。

19年度の国民健康保険会計へ、4月、5月も給付金は払わなあかんもんですから、そういう点で、基金からの繰り入れというのはされたのかどうか、お尋ねしたいと思います。

議長（小川勝範君） 松井市民部長。

市民部長（松井勝一君） お答えさせていただきます。

これにつきましては、基金から4、5月分としまして5,000万円繰り入れております。以上でございます。

〔13番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 小寺徹君。

13番（小寺 徹君） 3点目ですけれども、19年度の国民健康保険会計は3月31日現在で予算の残高と執行率はどうなっておるか。これは18年度の予算の残高と執行率と比べてどうなのか、二つの数字を教えてほしいと思います。

議長（小川勝範君） 松井市民部長。

市民部長（松井勝一君） まず19年度でございますが、平成20年の3月31日現在の予算総額は41億9,906万7,000円あります。歳出の方の予算総額でございますが、37億117万1,000円でございます。したがって、予算残額は4億9,789万5,733円ございました。執行率としましては88.1%でございます。

続きまして、18年度の方でございますが、これも19年3月31日現在で、予算総額としましては38億243万8,000円、歳出総額としましては33億32万1,000円ございました。執行率としましては86.8%、予算残額としましては5億211万6,711円でございます。以上でございます。

〔13番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 小寺徹君。

13番（小寺 徹君） 20年度が始まりまして、20年度の予算は組んであるけれども、要するに徴収はしていないので、国保の金はないということですね。帳面上はあるけれども、お金がないという中で、請求があるお金は払っていないかんということになってくるわけですが、4月、5月分の保険給付金の支払い額は、4月、5月、幾らかお尋ねしたいと思います。

議長（小川勝範君） 松井部長。

市民部長（松井勝一君） まず4月、5月の給付金額についてであります。多分小寺議員さんの思いの中では、20年度として4月、5月というようなとらえ方をされたかと思うんですが、実は4月分につきましては19年度の会計の中に入ってまいります。5月につきましては、20年度の会計になりますので、会計年度で切れが出ます。したがって、小寺議員さんの御質問の本意でないとは思われますが、お答えさせていただきたいと思います。

まず4月支払い、これ2月の診療分に当たりますものでございますが、1億9,440万9,315円でございます。5月の支払い、これは3月の診療分でございます。これが、平成20年度の第1回目の支払いとなりまして、2億3,211万4,479円であります。以上でございます。

〔13番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 小寺徹君。

13番（小寺 徹君） 前の一般質問のときも言いまして、要するに国保の値下げの財源をどうかということで質問してきました。そういう中で、基金があるではないかと。現在も7億4,000万近くのお金があると。しかし、そのお金は、4月、5月は保険料が入ってこないから、そのお金を払うためにこの基金が必要だという答弁をされておったわけですが、きょうの実情を聞いてみると、4月、5月で基金の活用は5,000万円と言ってみえたんですが、給付額から比べるとほとんどないということだと、要するに19年度の予算をずうっと会計年度は5月までありますから、繰越金に使うようなお金を運用していけば使えるわけですから、要するに、今まで答弁された4月、5月に基金が必要だということはないんじゃないかという判断を今ここでするんですが、それはどうなんですか。

議長（小川勝範君） 松井市民部長。

市民部長（松井勝一君） 御指摘の点、ごもっともと思われるかもわかりません。ただ、今の話で、4、5月だけではございません。現実の問題としましては、まだ我々、国保税の徴収といたしますか、7月になりますので、現実、それから以降になってきますので、まだ若干の時間が必要になってくる。これで基金を取り崩すかどうかは別としまして、そういうふうの感覚で、資金的な部分については若干苦しいところがあるかと思えます。

ちょっと小寺議員さんの御質問の趣旨からは外れるかもしれませんが、この3月の議会ときに平成20年度の予算認定を受けておるわけでございますが、その中でも、実は今回も19年度から何がしかの部分が繰り越しされていくだろうということはある程度想定はされております。したがいまして、20年度の中で、その部分については予算を3,300万ほど見込んでおります。それを見込んでおりますし、これは先般、通知が参ったわけでございますが、社会保険診療報酬支払基金の方の基金が入ってくるのを、当初6億3,000万ほど私ども見ておりました。先般通知が参りまして、それが減額になりまして、5億1,000万ほどということで、1億2,000万ぐらい既に足らなくなってきているという状態が発生しております。これにつきまして、この先、9月になりますか、あるいは12月になりますか、ちょっとわかりません。まだほかの歳入もいろいろ見ながらということになりますので、早ければ9月の段階には補正予算をお願いしていかなければならないだろうと。そのお金の金額の捻出を、さてどこからするのかというようなところが出てくるかと思えますが、そういう状態が発生をしていくというようなことで御理解いただきたいと思えます。以上でございます。

〔13番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 小寺徹君。

13番（小寺 徹君） 今までの質問の中で、値下げの財源はあるということでございますので、9月の段階の補正予算等を見ながら、値下げをするような方向での提案もしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。以上です。どうもありがとうございました。

議長（小川勝範君） 以上で、小寺徹君の代表質問を終わります。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をいたします。11時25分から再開いたします。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時25分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

公明党、若井千尋君の発言を許します。

若井千尋君。

14番（若井千尋君） どうも皆さん、こんにちは。

議席番号14番 若井千尋です。

4月の瑞穂市議会議員選挙におきまして初当選させていただきました公明党の若井千尋でございます。私を御支持いただきました多くの皆様を初め、瑞穂市民の皆様のために、御列席の皆様としっかり議論を重ねまして、愛する我が瑞穂市をどのまちよりも、さらに安全・安心で暮らせる、明るいまちに発展させていくために、私自身、懸命に学び、働いてまいりますので、公明党といたしまして、前任の山本訓男氏同様、御指導のほど、よろしく願いいたします。

私は、大きく2点についてお尋ねします。

一つは、災害時要援護者支援対策の取り組みについて、そしてもう一つは、防犯対策についてであります。

これより質問席にて質問させていただきます。

まず初めに、瑞穂市は、第1次総合計画の中に、「市民参加・協働のまちづくり」と題し、「市民と行政が一体となったまちづくりを目指す」とうたっております。

私は、昨年7月に発生した中越沖地震の際、被災地において、少しでも被災者のお役に立てればとの思いで、4日間ほどではありましたがボランティアで新潟県柏崎市と隣接する刈羽村に行っていました。内容は、地震で半壊した家屋の被災者の方のお手伝い程度のことでしたが、感謝のお声をいただいたりすると、駆けつけてよかったという気持ちと、実際に私たちの地域で災害が起きた際の対処の仕方など、多少なりとも学んできたつもりです。その後、NPO法人日本防災士機構主催の防災士の資格を取得し、災害時、緊急時の際、地域での貢献がしたいとの志を持ち、今日に至っております。

災害と一言で言いましても、地震、水害、火災など、さまざまではありますが、御承知のと

おり、本年に入り、多くのとうとい人命を奪い、多大な被害を出したミャンマーでのサイクロン、中国・四川省での大規模地震の発生は私たちにとっても対岸の火事といった人ごとではなく、いつ発生してもおかしくないと言われる東海・東南海、さらに南海地震に対しても、でき得る限りの予防と備えが必要であると考えます。

その上で、本年3月、待望の瑞穂市地震洪水ハザードマップが完成し、全世帯に配布されました。作成に当たり御尽力された方々には大変に感謝申し上げますとともに、5月18日の瑞穂市消防操法大会、また6月1日、瑞穂市消防署の竣工式において、日ごろ地域の安全・安心のために御活躍されておられる消防関係者の皆様に関心と敬意を表するものであります。

災害時にみずからの身を守ることが困難である高齢者や障がい者等、要援護者を適切に避難させる体制を整備することが喫緊の課題として求められ、平成18年3月、政府の中央防災会議において災害時要援護者の避難支援ガイドラインが示され、具体的な避難支援計画の策定等の取り組みを市町村に要請しています。

さて、質問ですが、取り組むべき避難支援対策として、消防庁が記したポイント、災害時・緊急時の際について、堀市長にお尋ねいたします。

瑞穂市として、災害時要援護者対策について、防災関係部局や福祉関係部局、もしくは避難支援プラン策定関係部局、関係機関等から成る検討委員会等、定期的な協議の場を設置しておられるでしょうか。

さらに、平常時から、福祉関係部局と防災関係部局を中心とした横断的なプロジェクトチームとして要援護者支援班などの設置をしておられるでしょうか。中心部局と中心者もお尋ねいたします。

議長（小川勝範君） 新田総務部長。

堀市長は後ほど答弁させます。

総務部長（新田年一君） まず最初に御質問いただきました項目につきまして、簡潔に申し上げさせていただきますと、一つ目の、災害時の要援護者対策につきまして検討委員会が設置されているかということにつきましては、検討委員会、並びに災害時の要援護者に特定した検討委員会という組織は設置いたしておりません。

〔14番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若井千尋君。

14番（若井千尋君） 質問の内容というか、最初に提出した部分に7項目ほど出ささせていただきましたが、関係部局、今、総務部長おっしゃった要援護者に限ってということではございましたけれども、要援護者に限っての御質問を最初にさせていただくつもりでありますので、その部分の関連質問になるかと思っておりますけれども、こういう部局、機関を必要というふうにご考慮されるでしょうか、お聞きします。

議長（小川勝範君） 新田総務部長。

総務部長（新田年一君） 災害時の救援活動につきましては、各種各分野の情報収集というものが非常に必要になってくるという点から考えますと、組織の設置というのは必要であると認識しております。

〔14番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若井千尋君。

14番（若井千尋君） 私も初めての質問でございます。前後するかもしれませんが、平成17年の2月の広報において、地域防災対策特別委員会の検討をされるということで、目的は、災害に強いまちづくり調査確認というふうに記録が残ってございました。それについて、今の設置の必要を考えておられるということであれば、いつごろまでというお考えはあるでしょうか、お聞きします。

議長（小川勝範君） 新田総務部長。

総務部長（新田年一君） 組織の具体的な設置についての時期をお尋ねでございますが、今後、設置の時期につきましては、検討を進めながら、防災計画の中で具体的な行動といたしますが、施策の対応をしていきたいというふうに思っております。

〔14番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若井千尋君。

14番（若井千尋君） 部局が設置をされておられないということで、また検討していただくということでございます。

提出させていただいた質問は、その後、避難支援対策の整備を進めていくために、災害時に避難を支援する要援護者の範囲を定めておりますか。さらに、災害時要援護者の情報、災害時要援護者のリスト等について、個人情報等の問題もあるかと思えますけれども、関係部局で把握しておられるかというふうに質問を打ったんですけれども、部局がないということであれば、そういうものが必要であるというお考えはあるでしょうか。

議長（小川勝範君） 新田総務部長。

総務部長（新田年一君） 具体的な内容につきましては、ひとり暮らしの高齢者、あるいは障がい者等、要援護者につきまして、現在具体的なリストというものは作成されておりませんが、先ほど申し上げましたように、横の連携といたしますか、横断的な情報収集という点から考えますと、要援護者といたしますか、災害弱者に対するリストというものが当然必要になってくるかというふうに考えます。

〔14番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若井千尋君。

14番（若井千尋君） 必要であるというふうに考えておられるということで、これは、先ほ

どからお話ししておるように、関係部局が設置されておられない。今、いろんな部局が対応されて、いざというとき、いつ起こるかわからないという前提のもとでお話をしておりますので、当然必要だと考えていただいております。

さらに、災害時要援護者の情報を活用し、災害時要援護者の伝達訓練、また情報伝達体制を整備していかなければいけないと思いますし、地域防災計画に災害時要援護者の避難支援についても定めていかなければいけないと思います。さらに、避難プランの作成をということで質問を提示させていただいておりますけれども、そのことも含めて、必要性をお尋ねしたいと思います。

議長（小川勝範君） 新田総務部長。

総務部長（新田年一君） 災害時の要援護者への特定した防災訓練というような内容だと思いますけれど、現在、市では総合防災訓練というのを実施しておりますけれど、こうしたものの中にメニューとして、関係者の参加も得ながら、具体的な訓練内容を検討していく必要があるというふうに思っております。

〔14番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若井千尋君。

14番（若井千尋君） 今まで質問したことは、すべて机上の論理だというふうに思っております。有事の際に一番大切なことは、まず自分自身の安全を確保した上で、正確な情報をいかに早く手に入れるか、また発信できるかということであるかと思っております。そこが非常に重要なポイントになってくると思いますが、ましてや支援を必要とされる方への正確な情報伝達は、当然のごとくスピーディーに行われなくてはなりません。伝達訓練の必要性を認識いただき、地域防災計画に要援護者の避難支援と避難プランの策定をぜひ網羅していただきまして、早急に検討していただきたいというふうに思います。

今までは要援護者という形に限りましてけれども、実は、今お話ししたように、いつ何どき発生するか予想しがたい災害時は健常者でもその安全を確保することが困難だと予想されます。防災対策において、自助、共助、公助の割合は7対2対1と言われております。災害発生直後において、自分の命は自分で守る自助、自分たちのまちは自分たちで守る共助がとても重要であると示しております。

そこでお尋ねします。市では本年9月1日に防災訓練を予定しておりますが、ハザードマップを活用して、さらに地域住民の身近な予防対策として、自治会、または校下を中心とした行政主導の大規模避難訓練等が必要と考えますが、その計画はお考えでしょうか。

議長（小川勝範君） 新田総務部長。

総務部長（新田年一君） まず、防災訓練の実施についてでございますが、防災訓練の実施につきましては、先ほど述べましたように、市としましては、総合防災訓練という形で全市的な

実施内容で今まで行ってまいりましたが、地域における防災避難訓練も含めまして、これまでの総合的な訓練というような形から見まして、問題点として、多数の方や団体が集まるということについては参加の仕方、あるいは会場等の都合でいろいろと難しい問題がこれまでに直面しておりますので、今後といたしましては、総合防災訓練という形だけでなく、小学校区、あるいは中学校区等で自治会などの単位を基本とした、地域の状況に応じた、身近で顔の見える地元自主防災組織を主体といたしました細かな訓練も計画していく必要があるということ、消防協会、消防団等とも協議をしております。これには地域の方々の自発的な意思がぜひとも必要でありまして、これらのきっかけづくりになるような支援体制、訓練体制を消防機関と一体となった中で、より一層構築していく必要があるというふうに考えております。

〔14番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若井千尋君。

14番（若井千尋君） 今、総務部長のお考えの中で、至極当然のことだと私も認識しておりますけれども、完成したハザードマップに関しては、あくまでも市単位のものでございます。もう少し範囲を狭め、せめて校下別、ないし自治会単位のハザードマップを各エリアで作成していただくよう広報が必要かと考えます。それにあわせて、避難訓練ももう少し小単位の開催を検討していくべきではないかというふうに思います。

これは私の体験から、こちらにかわりまして13年ほどになりますけれども、自治会、また校下別の避難訓練の要請というか、一度も経験をしたことがないことから、さらに、先ほど言った9月1日の防災訓練も市単位でありますと、余りに広い範囲ではないかということで、今、総務部長おっしゃった、本当に地域の方の顔の見える避難訓練が有事の際に備えて必要かというふうに考えます。

続きまして、これは本当に行政が、先ほど言った市民の皆様との協働ということであれば、やっぱり主導していくのは行政ではないかということで、その広報ですね。自治会、また地域の意見を聞きながら、早急に進めていただければというふうに思います。

さらに、災害時の避難場所の受け入れ対策について、抽象的な質問かと思っておりますけれども、その備蓄品等は万全でございましょうか、お聞きします。

議長（小川勝範君） 新田総務部長。

総務部長（新田年一君） 災害時の備蓄対策につきましては、特に生活用品、あるいはこれまで市としましては、地域的な利便性なども考慮しながら、これまで生協、あるいは民間のスーパー等との災害物資供給協定というような協定に基づきまして、流通備蓄といえますか、市が直接備蓄するという形ではなくて、供給協定という形で締結をしております。現物で十分な備蓄があるというような内容ではありませんので、この点、御理解を願いたいと思います。したがって、特に飲料水を初めとする、必要最低限3日程度のものについては各家庭におきまし

て備えていただくことが必要となってくるかなというふうに思っております。

また、東海・東南海地震など、広域的な被害が予想される場合、流通がすぐに機能するかというような問題も考慮しながら、幾らかの備蓄は必要であると考え、今年度に一定量の災害備蓄品の購入予定を予算化しているところであります。今後、備蓄・救援物資の更新なども考えながら、有事に必要な品目を細かく検討した上で、備蓄計画を立てていきたいというふうに考えております。

〔14番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若井千尋君。

14番（若井千尋君） 今、本当にさきにお答えいただいたような形になりますけれども、瑞穂市は、地理的条件から孤立するということは考えにくいというふうに思いますけど、その上において最低限の対策を検討するというところでございました。先ほどもお話ししたように、実際の現場に行くと本当に思いもよらない状態になりまして、行政が、先ほど言った共助という部分に関しては、私たちのまちは私たちで守るという部分は一般的には多く必要と感じられますけれども、実際の現場では、自分たちのことは本当に自分たちでなければいけないということを痛感するようなことを経験してまいりました。そのこともあわせて、関連した質問の最初の関係部局を早急に設置していただきまして、やっぱり危機感を持って取り組んでいただきたいというふうに思います。

さらに、先日、豊住園さんのバザーに参加した折に、豊住園の職員さんに伺ったんですけれども、ここはハザードマップで避難場所というふうに指定されておりましたけれども、AEDの設置状況を伺いますと、設置はされておりませんということでした。現在、避難箇所を含む公共建築物のAEDの設置状況と、さらにAEDの操作の講習実態をお聞きしたいと思います。

議長（小川勝範君） 新田総務部長。

総務部長（新田年一君） AEDの設置につきましては、平成19年3月、18年度の事業になりますが、設置を開始してきております。現在、庁舎、市民センターなどの公共施設、それから小・中学校、保育所等、30台ほど配備の完了をしております。先ほど御指摘の豊住園につきましては、今後、運営主体であります社協と調整をしていきたいというふうに思っております。

配備を行う際には消防機関に御協力を願い、各施設の担当者などを対象に普通救命講習を受講させております。また、職員を対象に、県などの救命講習の申し込み、その他、まとまった人数などで機会をとらえて救命講習を計画するなど、今後計画的にすべての職員が操作できるような形をとっていきたいというふうに思っております。

なお、救命講習につきましては、職員だけでなく、自治会など、住民の方々にも10名以上の単位ということで、瑞穂消防署も申し込みをしていただければ受講ができるというような体制をしいておられますので、少人数でも今年度6月から毎月第3日曜日の開催ということで、瑞

穂消防署の講習を利用していただけると幸いです。この件につきましては、6月広報にも掲載をさせていただいております。

今後さまざまな機会をとらえて、AEDの使用につきまして啓発をしていきたいというふうに考えております。

〔14番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若井千尋君。

14番（若井千尋君） 今の避難場所もそうなんですけれども、客観的にハザードマップを見せていただきまして、本田の北部、かなり広い範囲でございますけれども、そこで豊住園さんだけが避難指定場所になっておりました。そこでAEDの設置がないということで、AEDの操作ができればいいという問題ではないと思いますが、先ほどからお話ししておるように、本当に有事を考えて、しっかりまずは生き残ったというか、危機感ばかりを話すわけではございませんけれども、いざとなったときに、訓練だけしていても、火災のときなんかの緊急時にパニックになって、目の前に消火器があっても使えないというのと同じような状況をいろいろ経験もしてきております。いずれにしてもそういう講習会を持っていただいておりますということで、広く市民の皆さんに参加していただけるようなことを望む次第でございます。

以上、災害時要援護者の支援対策についてお尋ねいたしましたが、先ほどから話しておりますように、要援護者に限らず、健常者に対しても災害時を想定した予防の施策に力を入れていただきたいと切望いたします。

続きまして、二つ目の防犯対策について。

「安全・安心なまちづくり」と掲げられている堀市長のマニフェストの中に、「岐阜県一明るいまち」とあります。ここ数年、一昔前では考えられない内容の犯罪が全国的に多発しております。私の固定観念でしょうか。犯罪に巻き込まれ、被害に遭われる方は女性、高齢者、子供等の一般的に犯罪弱者であったように思われますが、昨今では、弱者に加え、成人男性も人的災害の被害に遭うケースをマスコミ等でよく耳にいたします。一昨日の秋葉原の事件などは全く自己中心的で猟奇的な事件ではございますが、まさにそれを象徴しているというふうに感じます。つまり、いつ、何どき、だれが犯罪に巻き込まれてもおかしくないほど、日本の治安は以前より乱れているように危惧いたしております。

犯罪は暗やみに紛れて発生しやすく、市民の安全・安心のために、ぜひ明るいまちづくりの推進を願うものでございます。

そこで、お尋ねします。本当に危険な箇所を調査した上で、新たな防犯灯の設置を検討していただいておりますということですが、防犯灯の設置に関しては全面市負担との説明でしたが、かかる経費の電気代、メンテナンス代を自治会負担させている現状に対し、市が全面負担の考えは持っておられますか。あわせて、上記の経費面で近隣の市町の実態をお尋ねいたします。

議長（小川勝範君） 松尾都市整備部長。

都市整備部長（松尾治幸君） 若井議員さんの防犯対策の中で、防犯灯のことについてお答えいたします。

防犯灯の設置につきましては、議員御指摘のとおり、安全・安心なまちづくりのためにも必要なものと認識しております。瑞穂市では、瑞穂市街路灯及び防犯灯の設置及び管理に関する取り扱い要綱を昨年12月に制定していただき、通学路の街路灯として、昨年度は30基の設置を行っております。今年度も児童・生徒の通学路に約200基を設置する計画をしております。

この選定に関しましては、関係機関と十分協議の上、調整をし、犯罪を未然に防止し、安全・安心のまちづくりを推進していきたいと考えております。

また、隣接の市町村の状況ということでございますが、隣接市町村の防犯灯の設置状況につきましては、岐阜市はすべて自治会で設置から管理まで行っております。私有地に設置するものにつきましては、街角トワイライト整備事業として補助制度を設けております。また、大垣市は、設置は交通安全灯として市で設置し、維持管理は自治会で行っております。本巣市は、設置から維持管理まで市で行っております。お隣の北方町につきましては、防犯灯という名義のものはございませんが、街路灯として、すべて町が設置、維持費も町が支出しております。また、お隣の大野町につきましては、設置及び管理は自治会で、電気代については、町で世帯数に応じて補助をしていると。近隣の市町村ではそんな状況でございます。

また、県下の42市町村の中で、それぞれ自治会が負担しておる分とか、市が公設公営でやっておる分とか、いろいろまちまちでございます。以上です。

〔14番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若井千尋君。

14番（若井千尋君） 近隣の市町の状況は私も十分な調査ができなくて、今お聞きした次第なんです。近隣の市町の状況がすべてではないと思いますが、もう一度、すみません。市で経費等を負担するということを考えておられるか。また、全面的でないにしろ、全面的に自治会が負担するのではなくて、市である程度見ていただけるかどうか、お考えがあるでしょうか、お尋ねします。

議長（小川勝範君） 松尾都市整備部長。

都市整備部長（松尾治幸君） 現在、防犯灯につきましては、自治会長さんから申請がありましたものはすべて設置しております。要望のあった箇所につきましては、現場等を見せていただきながら、100%自治会申請のものについては設置してございます。

先ほど御質問の、すべて市で公設公営でやるのかということにつきましては、市長もマニフェストに掲げておりますので、現在、各自治会の防犯灯の設置の状況がそれぞれの自治会で認識がばらばらというのか、うちの自治会はこの程度でいいんやとかということの基準が各自治

会ごとによって異なっておりますので、ある時期に、公平性、バランス等をとった時点で、市長が掲げております公設公営ということで移行するのがいいのではないのかなと思っておりますが、時期等について、いつかということにつきましては、自治会のバランス等もございますので、今はいつから実施ということにつきましては明言は避けたいというふうに考えております。

〔14番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若井千尋君。

14番（若井千尋君） まさに地域によって、自治会等の考え方も認識の違いもあるかと思えますけど、やはり今おっしゃった公設公営に関して、しっかりバランスよい判断をしていただけるようお願いしたいというふうに思います。

私、冒頭お話ししたとおり、初めての質問でございます。市民参加、協働のまちづくり、市民と行政が一体となったまちづくりを目指すということにのっとりまして、先ほどの防犯対策もそうですし、災害時の要援護者の支援対策もそうですけれども、やはり行政と自治会、また民生委員さんなんかも協力願って、介護の必要な方はこういう方がおられますよとか、そういう情報がどんどん市に上がってくるような体制をつくるのが喫緊に必要なようになってくるかと思えますし、今の防犯のことも同じようなことが言えるかというふうに思います。

その上で、バランスをとった判断も当然必要なことだと思いますので、しっかり検討しながら、早急に進めなければいけない問題点を進めていかななくてはいけないというふうに思います。

災害や犯罪の予防に対して、私たち議員を含め、行政の側が主導し、考えられる範囲での予防の大切さを、また必要性を広く深く啓発していく行動を、現状をしっかり踏まえた上で強化すべきと考えております。県下において、瑞穂市は21市中一番面積の小さい市であると認識いたしました。しかし、面積が小さい分、災害や犯罪、さらに平素の危険箇所などなど、弱点の隅々まで目が届きやすいのではないかというふうに考えます。その上で、災害時を想定して、議員としてのリーダーシップのあり方等を養うための議員防災訓練の実施等を考えておられる議長の見識の高さに深く感銘いたします。

最後に、某新聞の記事より、どんな組織も一人ひとりの力で支えられている。24時間でどれだけ長い距離を走ることができたかを競うル・マン24時間レース、偶然に負けるチームはあっても、偶然に勝つチームはないと言われる、徹底した総合力が求められる。車の性能や技術、陰で支えるスタッフなど、どれ一つ欠けても勝つことができないというふうにあります。組織の力は個人個人の力の総和であり、まずは市民に協働を訴える行政の私たちが、市民の皆様のお安全・安心のためにしっかりとした団結をもって臨むことの重要性和、市長におかれましては、さらに毅然としたリーダーシップをお願いしまして、私の初めての質問を終わらせていただきたいと思いますというふうに思います。

議長（小川勝範君） 先ほど私が述べましたように、市長が答弁いたします。そして、石川福祉部長も災害対策について資料を用意しておりますので、ちょっと簡単に答弁させます。

石川福祉部長。

福祉部長（石川秀夫君） 災害時要援護者支援の取り組みということで、要援護者の方の取り組みということで、うちの方がどういうふうに把握しているかということをご説明させていただきます。

要介護者の情報につきましては、もとす広域連合において介護保険の要介護認定台帳ということで把握をさせていただいておりますし、また障がい者の情報に関しましては、福祉生活課における障害者福祉台帳ということで把握をさせていただいております。また、ひとり暮らしの高齢者の情報に関しましては、児童高齢福祉課におきます高齢単独世帯名簿というのをうちの方で把握しておりますので、そういう状況で、現在把握させていただいております。

また、妊婦さん及び乳幼児の情報に関しましては、健康推進課における母子手帳の発行状況や医療保険における福祉医療費受給資格者台帳によりまして、それぞれ把握することが可能ということで、そういうふうで把握をさせていただいております。

市の方で把握することが大変困難な情報、例えば昼間にひとり暮らしの高齢者の方も見えませんし、また病弱者を抱えている高齢者の世帯もございますので、その情報につきましては、自治会長、それから民生委員・民生児童委員さんに依頼をすることによりまして、把握に努めていきたいというような感じで、福祉部の方は把握させていただいている状況でございます。以上でございます。

議長（小川勝範君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） 私の方からお答えをさせていただきます。

先ほど来、若井議員さんの方から、中越地震等でボランティア活動を実際にされて、そして災害時におけます要援護者の対策について詳しく御質問をいただきました。私としましては、質問の内容を聞きまして、まさにそのとおりでございます、質問の内容に感銘をしたところでございます。まだこういった細部についての体制をとっておりませんこと、部長の方から説明もさせていただいたところでございます。しっかりそういったことも協議をして、取り組んでいかなくてはいけない、こんなことを感じたところでございます。

本当にレベルの高い御質問をいただきまして、御指導いただきましたことに、まずもってお礼を申し上げたい。

また、もう一つは、安全・安心の関係の防犯灯の件でございます。先ほど、当初のごあいさつの中で、山本議員の後をついでというごあいさつでございました。実は山本議員のところ、瑞穂市の商工会の防犯灯の関係、街路灯のことにつきまして御質問をいただいております。せっかくの機会でございますので、ここでお答えをしまいたいと思います。

実は、瑞穂市におきまして、商工会の街路灯は大体昭和59年から62年に設置されまして、もう20数年を経ておるところでございます。旧の巢南の方におきまして61基、そして穂積の方におきまして124基でございます。まさに20年たっておりますと老朽化しております、これをどうするかという御質問でございました。

私、質問がございまして、早速商工会の方へ問い合わせをしまして、どのような考えかということをお聞きしました。商工会としまして、今、商工会の方もなかなか厳しい状況でございまして、それぞれの商店におきましても非常に厳しい運営をされておまして、とても再整備はできないというところがございます。でありますので、商工会の街路灯、本当に夜明けのあんどんのような形になっておる街路灯が多いわけでございます。こういったことも踏まえまして、先ほどございました安全・安心のまちづくり、実は私、このことにつきましてははずうっと以前から考えておるところでございまして、旧巢南の時代におきまして、何とか街路灯、防犯灯を設置して、安全・安心のまちづくりをしたい。最後の段階で幹線道路と一部の町道を整備したところがございます。そのときに、すべての防犯灯を町で公設公営でやっていけば、合併したら、穂積の方、合併のすり合わせになったと。こういう状況でございますが、残念ながらやっておかなかつたがために、今こんな議論をしておるところでございます。

実は穂積と巢南と北方と合併の話があったときに、その3町のとて、北方が公設公営でやっておりますから、三つが合併したときは新しい市は防犯灯は無料にする、こういうことが話し合われた経緯、経過も残っておりますところでございます。

実は、先ほど議員から御指摘がありましたように、近年、全国の各地域におきまして本当にいろんな殺傷事件が起きております。自宅から100メートル、200メートル以内の中で起きておる。また、女子高生がということが、あちこちで起きておるところで、それはすべて暗いところで起きておるのが実態でございます。昨日の秋葉原の件は白昼でございます。これはまた特別でございますけれども、やはり全国いろんなところで起きておりますが、暗やみとか、暗いところあります。ですから、私は市民の安全・安心、やはりどこに住んでおろうが、安全・安心。自分たちの税金が最も身近なところで365日使われておる。それが感じられるように、まさにこの瑞穂市は、御指摘がございましたように岐阜県で一番面積の小さいところで整備もしやすいわけあります。すべてを整備して、明るくしまして、この1年間の整備の負担は莫大な金額ではありません。十分に対応できる金額であります。細かい試算を言えと言われれば言いますが、今回、そのことについては質問がありませんので、またの機会にさせていただきますが、ぜひとも私としては、この瑞穂市、何が誇れるか。やはり北方警察署管内、旧本巣郡でございます。408平方キロでございます。そのうちの面積、瑞穂市は7%。大きな事件・事故の50%以上が瑞穂市で起きておるわけあります。そういう観点から見ましても、何とか安全・安心なまちのために、防犯灯の設置はよそでまねできないことあります。面積が小さい。

だから、整備しやすい。合理的にできるわけであります。そういう考えでマニフェストに掲げさせていただいた。先ほど部長の方から答えさせていただきましたように、ある程度のバランスがとれてから、すべて公設公営で対応したい、このように考えておりますので、よろしくお願い申し上げます、私の答弁とさせていただきます。ありがとうございます。

〔14番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若井千尋君。

14番（若井千尋君） 本当に最後にまた市長、答弁いただきまして、ありがとうございました。いずれにしても、机上の部分だけで把握はしているけれども、有事の際に手が打てなかったということがないように、しっかり現場の声、皆様の声を聞きながら、有事の際、また犯罪が起こってからでは遅い、また災害が起こってからでは遅いということをしっかり踏まえながら、危機感を持って対応に当たっていきたい、また当たっていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

議長（小川勝範君） 以上で、公明党の若井千尋君の代表質問を終わります。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をいたします。

午後は1時30分から開会をいたしますので、そのようによろしく願いいたします。

休憩 午後0時07分

再開 午後1時30分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

民主党瑞穂会、松野藤四郎君の発言を許します。

松野藤四郎君。

11番（松野藤四郎君） 民主党瑞穂会の松野藤四郎でございます。議席番号11番でございます。

ただいま議長から発言の許可を受けましたので、質問をさせていただきます。

質問については、3点通告してあります。

1点目は下水道普及計画、それから2点目がコミュニティバスの利用、3点目が名古屋紡績跡地問題についての質問をさせていただきます。

下水道整備計画については、昨年、上下水道整備事業審議会の答申が出て、一般家庭の平均が2ヵ月で大体52トンという使用量でございます。そのときの使用料金9,408円が8,400円になるということで、10%から11%の値下げとなりました。利用者にとってはわずかながらの値下げということでございまして、いいかなあというふうには思いますけれど、一般会計からの持ち出しというのがふえるわけですね。計画によりますと、年間一千百万円の持ち出しが一般会計から出ます。これについて、十分当局は御認識を願いたいというふうに思います。

以下の質問については質問席からいたします。よろしく申し上げます。

それでは、1点目の下水道普及計画について御質問をいたします。

市内に3区域の下水道施設があるということは御存じのとおりでございます。そして、未設置といえますか、この3地域を除いた区域もでございます。その中で、浄化槽を設置する場合、浄化槽設置事業補助金、こういったものが上部機関から、あるいは当市から交付をされてくるわけですが、大体年間200件近くの設置があります。この18年度を見てみますと、これは決算ベースですので、212基が設置をされており、そのお金としては1億2,400万円、こういったものが補助金で来ております。大体10人槽でいきますと、50数万円から60万円近くの補助金というような格好になってくるわけですが、特に特環、あるいはコミプラについてお伺いをしたいというふうに思います。

特環につきましては、接続率といえますか、水洗化率は50数%ということで、国の平均よりはわずかながら下回っているということでございますけれども、特にひどいのはコミュニティ・プラントでございます。コミプラの区域では、下水道計画前に多分補助金等をいただいている世帯があるというふうに思います。コミプラができる前にそういった補助金を受けている方、あるいは供用開始後、接続をされた方、なおかつ未接続の方、そういう方が見えると思いますが、把握されている数字についてお答えを願いたいと思います。

議長（小川勝範君） 河合環境水道部長。

環境水道部長（河合 信君） 市内には3処理区が現在稼働をしております。せっかくの機会ですので、3処理区について御説明を申し上げたいと思います。

御案内のとおり、浄化槽の設置補助金というのは平成10年度から始まりました。そこで、農業集落排水事業、呂久ですけれども、補助基数はゼロ件です。それから、特定環境保全公共下水道事業、これは平成15年5月から供用開始前月の3月末までの補助金の交付は4件、そのうち供用開始後の接続は1件ということでございます。なお、コミュニティ・プラント事業は平成10年4月から平成15年3月末までで46件、そのうち供用開始後接続は13件というふうになっております。

それから、特にコミプラということですので、補助金の交付者数は、先ほど申し上げましたが46件、そのうち接続者は13件、未接続者は33件でございます。また、補助金の対象外で、合併浄化槽からの接続者数は14件。また、参考ですが、未接続者の単独浄化槽は552件、それからくみ取りは60件というふうな現状になっております。よろしく申し上げます。

〔11番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

11番（松野藤四郎君） 3区域について、細かくお話をいただきました。

今回の審議会の答申の中を見ておりますと、平成27年度、10年後になるわけですが、コ

ミブラについては水洗化率80というかなり高い数値を掲げております。今回値下げということで、使用料を値下げしてきたわけですが、果たしてこれだけの値下げの施策だけで80%というのが達成できるのか。ただの目標といいますか、ただの数合わせというようなふう思うわけですが、市としては、この80%を達成するにはまだまだほかの施策が必要ではないかというふう思うわけですが、どのようなお考えなのか、お尋ねをいたします。

議長（小川勝範君） 河合環境水道部長。

環境水道部長（河合 信君） 水洗化率80%の達成施策の一つとして、先ほど議員御指摘の下水道使用料値下げということも含まれております。また、そのほかに、事務局、主に環境水道部の下水道課としまして、いろいろ検討いたしました。そこで、具体策といたしましては、6月の広報で3処理区に下水道使用料改定案内というものをチラシで配付いたしました。また、未接続者に対して下水道接続のお願い文書の発送と、今月中・下旬から下水道課の職員が接続のお願いに戸別訪問をいたします。その際、訪問時の訪問情報というふうな書式をつくりまして、それを集計して、具体的施策をとっていききたい。中には、どういうふうな理由で接続ができないとか、それからこういうふうないい方法があるというふうな、いい意見を聴取して、また具体的施策を練っていききたいというふうな考えております。今とにかくしなければいけないことは、経営努力をして、未接続者の方に一戸一戸訪問して、職員がじかにお願いに回らせていただくというふうな施策をまずとりたいというふうな思っております。

〔11番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

11番（松野藤四郎君） 環境水道部長の方から御答弁をいただきました。

それから、答申の内容を見ていますと、水洗化率の向上をするには、やっぱり工事費が結構かかると、敷地内の宅内工事。そういった費用がかかる。あるいは高齢、あるいは借家、そういった方々に対する支援策については、答申では言っておるんですが、今、部長の答弁の中にはなかったような感じがするんですが、どうでしょうか。

議長（小川勝範君） 河合環境水道部長。

環境水道部長（河合 信君） 確かに答申の中でそういうふうなことも考えるようにというふうな御指摘でございました。要は一戸一戸訪問させていただいて、本当に困っていることは何か、当然経済的なこともあります。また、そのほかのこともございますので、その辺を集計して、要は実態調査を行って、改めて議会に諮っていききたいというふうな考えております。

〔11番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

11番（松野藤四郎君） 全市内の下水道整備をしようということになりますと、いろんな資料から見ても600億円近くのお金が必要というふうな言われております。補助金につい

ては2分の1、あるいはいろいろあると思いますが、そのうちから、例えば300とか400億円が持ち出しをするわけですが、特にコミプラについてお話をするんですが、コミプラについては、事業費が多分40数億円かかっているというふうに思います。これは補助率の問題があると思いますけれど、例えば年間1億数千万円は償還をせなあかんですね。これについては一般会計から出ていくわけですね。通常特別会計というのは、それぞれのところで採算ベースでやっていくわけですが、今後コミプラについてはまだまだ20億円近くというか、十数億円近くの償還金があるというふうに思います。

下水道使用料金は大体年間3,000万円近くだというふうに思います。そうすると、2億5,000万近くが歳出で出ていくということは、使用料金の何倍かは一般会計から出ていくという不合理な下水道だ、施設だというふうに思うわけですが、コミプラについては何年計画と申しますか、最終的に償還金がなくなるのは平成何年ぐらいか、最終的に持ち出しは幾らになるかということをお尋ねしたいと思います。

議長（小川勝範君） 河合環境水道部長。

環境水道部長（河合 信君） コミプラは、19年度末で加入率が33.3%というふうな現状でございます。確かに経営状況は厳しいものがございます。そこで、起債でございますが、全体で19億5,740万円でございます。償還の期間は、平成14年度から平成31年度の15年間の償還でございます。19年度末で償還の残額でございますが、16億355万5,000円が残っております。一般会計からの繰り入れでございますが、18年度ベースで申しますと1億8,397万8,000円、そのうち起債の償還額は1億5,945万3,777円というふうになっております。一般会計からは、現在は維持管理費の何%、それから資本費と申しまして、要は起債の償還に充てる分ですが、その分も入っておりますので、先ほど言いました1億8,397万8,000円のうち、償還の方は約1億6,000万というふうな内容になっております。

〔11番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

11番（松野藤四郎君） 毎年毎年、巨額なお金が別の財布から出ていくわけですが、やはり特別会計というのは、その都度それぞれの採算ベースでやっていくのが通常だというふうに思うわけですが、今の使用料だけでは返還できないわけですが、採算ベースにするには、使用料というのは、現在の使用料金より数倍上げなければならないというふうに考えるわけでありまして。そうなりますと、一般市民の皆さんについては、なかなか下水への接続ということは理解ができないというふうに思うわけでございます。

6月に市のチラシが出ておりましたが、私の地域については下水がありませんから、近隣の自治会からいただいたんですが、市としては、なぜ下水道整備というのは普及をさせなければいけないのか。この点について、まずお尋ねをしたいというふうに思います。

議長（小川勝範君） 河合環境水道部長。

環境水道部長（河合 信君） 今の御質問は、下水道の整備について、その目的は何かというふうなことでよろしいでしょうか。下水道は何のためにするのか。

11番（松野藤四郎君） そうです。

環境水道部長（河合 信君） 私は、基本的には下水道というのはインフラ整備と考えております。

〔11番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

11番（松野藤四郎君） 市長さんにお尋ねしたいんですが、マニフェストにも下水道云々というふうに書いてございますけれど、下水道整備計画をするのは、やはり水をきれいにしたいからという話がいつも出てくるわけですけど、これがやはり基本になって下水道計画をしようというお考えなのか、まず市長さんにお尋ねしたいと思います。

議長（小川勝範君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） 私の方からお答えをさせていただきます。

なぜ下水道整備を進めるかということでございます。御案内のように、行政の役割は、一つには住民福祉の向上、一つには地域社会の均衡した発展を図る、これが一番大きな目的でございます。

その福祉も二つございます。一般福祉と社会福祉でございます。一般福祉は、道路を初め、下水道、教育、あらゆるものが一般福祉、これもすべて福祉でございます。社会福祉は、弱い立場の人を助けるのが社会福祉でございます。行政の役割は住民福祉の向上、地域社会の向上、ここにあるわけでございます。

下水道も福祉の一環でございます。下水道は、生活文化のバロメーターとも言われるわけでございます。これは都市の機能の一つでございます。下水道整備は避けて通れない。都市の機能の、先ほど部長の方から申し上げました社会資本整備、インフラ整備でございます。これは都市の最重要のインフラ、社会資本整備でございます。

それでは、その下水道、まずなぜか。住環境の面におきまして、御案内のように、過去の整備の方法でございますと、臭気とか、いろいろございます。住宅の住環境、住んでおる周辺、周りでございます。さらには汚水、家庭雑排水を初めとしまして出ております。下水道によってこの整備をするということでございます。

いずれにしても下水道でやりますと、全く管の中、処理するところまで地中を通ります。ですから、においも出ませんし、側溝、水路にはその水は落ちません。側溝、水路は雨水だけになるわけでありまして、御案内のように我々が小さいころ、まだ今から10年か15年前まではすべての川の中に入って、子供たちも魚をとった。ところが、今、川に入って魚をとるような、

そういう水質ではないことは御案内のとおりでございます。既に下水道が整備されたところにおきましては、川がよみがえっておるわけです。

いずれにしましても、我々、文化生活をすることによって川を汚してしまう。その汚した川をもとのきれいな水の流れる川を取り戻して、そして次の世代にバトンタッチする。今まさに地球環境が問われておる。これも重要な課題だと思っておるところでございます。そんなところから、今、下水道の整備云々を言っておる段階ではない。もう本当に岐阜県におきましても相当な整備率になっております。今こういった議論をしておることは、本当に私としては恥ずかしいといいますが、本当にそういう感じでございます。よその市町の人と話すと、どうというような話でございます。本当に残念な状況でございます。

そういう中で、避けて通れないインフラ整備ということでございます。御理解をいただきますようよろしくお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

〔11番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

11番（松野藤四郎君） 私が、なぜ下水道整備について質問するかということでございます。下水道整備事業というのは非常に巨額なお金がかかるということですよ。そのお金については、市民はもちろんですが、自治体においても財政的な危機に陥ることが全国の各自治体でも見受けられるということでございます。

コミプラでも、やっぱり接続率を上げようと思うと、先ほど部長から言われました単独、あるいはくみ取り、これが水の悪い主な原因なんですね。市長は生活のバロメーターだと言われておるんですが、単独、くみ取りで600件有余あるわけです。ここの方たちにやはり接続を促進していくには、下水についての理解はもちろんですけど、それぞれの市民の皆さんの気持ちを酌んでいただいて、工事費等の支援制度が僕は必要じゃないかというふうに思うわけですけど、部長は訪問、あるいは云々と言われましたが、突っ込んだ回答をいただければいいかなと思うわけですけど、どのようなお考えでしょうか。

議長（小川勝範君） 河合環境水道部長。

環境水道部長（河合 信君） 排水設備の補助金につきましては、供用開始してから2年間というふうな要綱がございます。既に2年間済みでございますので、その辺をこれからどうしていくか。2年後につながれた方にどうするかというふうな課題も残っておりますから、議会の先生方と十分その辺、どうしたらいいかということをもまず協議しなければいけないと私は考えています。できたらそういう制度を復活させたいという気持ちもございますけれども、慎重に議会の先生方と協議をして詰めていきたいというふうに思っております。

〔11番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

11番（松野藤四郎君） 審議会の中には、議員の方たち、あるいは一般市民、あるいは行政の方たちが入っておみえですので、十分御検討をしていただきたいというふうに思います。

要は補助金をもらっている方たちが接続をするというような格好になりますと、税金の無駄遣いといいますか、二重投資という話も出てくるわけですね。合併浄化槽を設置されたときに補助金をもらって、今度は、例えば下水道が供用開始されて接続をすると。合併槽を廃止して、下水に接続するというところで、二重の投資といいますか、無駄があるというふうに思うわけでございます。

我が民主党としては、先般、参議院で下水道法の一部見直しということで議員立法を出しておるわけですが、この下水道法の一部の改正、これは第10条でございます。そして建築基準法、これは単独等くみ取りの関係の一部改正、これは第13条。これを国会の場で審議をしているところでございますが、参議院においては多分通過をする予定だというふうに思いますが、これが衆議院の方へ行って、一部修正等は多分あるかもわかりませんが、国の動向として、合併槽については下水道への接続はしなくてもよろしいよというふうなことになるというふうに思うわけですが、市としては、今後この補助金制度を含めた話で、下水道計画というのはどのようになっていくのか、これについて、わかればお答えを願いたいと思います。

議長（小川勝範君） 河合環境水道部長。

環境水道部長（河合 信君） 議員御指摘のとおり、議員立法で、この4月25日に下水道法の改正が出されたことは新聞紙上で認識をしております。せっかくの機会ですので、下水道の処理施設、それから合併浄化槽の機能、性能等についてちょっとお話をしたいと思います。よろしいでしょうか。

下水道の処理施設と合併浄化槽の機能、性能ということでございますが、全体的にぱっと見た感じは、集合処理と個別処理ということでございます。それから、先ほど私は下水道事業はインフラ整備と言いましたが、下水道事業に限ってはインフラ整備。ところが、水環境に関してはちょっと違った考えを持っておりますが、ここでは、下水道の集合処理と合併処理の個別処理の違いについて、私の意見を言いたいと思います。

これは放流水の水質基準、生物科学的酸素要求量が、下水道処理施設は常に15ミリグラム／リットル、これは下水道施行令の改正が平成16年4月1日に施行されておりますが、それに対し、合併処理浄化槽は1日平均20ミリグラム／リットル、これは浄化槽法の一部を改正する法律（平成18年2月1日施行）、こういうふうな違いがございます。

そのほかに、国の方が、合併処理浄化槽設置整備事業と下水道事業との調整について、これは平成3年6月12日、厚生省生活衛生局水道環境部長通知でございますが、そこで合併処理浄化槽及び下水道は、それぞれの特性に応じ、公共用水域の水質保全、並びに生活環境の改善及び保全を図る上で有効な施設である。

また、合併処理浄化槽は、生活排水対策の柱の一つとして下水道と並ぶものであり、合併処理浄化槽設置整備事業により設置整備された合併処理浄化槽は、その所定の機能を維持しつつ、長くその効用を発揮すべきものであると指導しているというふうなことも視野に入れておくべきものであると認識をしております。

それから、合併処理浄化槽は、議員の御指摘のとおり合併処理浄化槽設置整備事業によって設置整備されたものでございます。接続の促進は税金の二重投資とも考えられます。要は合併浄化槽のところ国・県、それから市が補助金を払って、なおかつまた下水につなぎ込むというのは、確かに二重投資。そこで、私どもは、接続の促進につきましては、その対象を単独処理浄化槽とくみ取りトイレに的を絞って行っていきたいというふうを考えておりますので、御理解をしていただきたく、お願いいたします。

それから、4月25日に下水道法等の一部を改正する法律案、下水道法及び建築基準法の一部を改正する法律案を議員立法によって参議院に提出され、現在審議中でございます。

瑞穂市といたしまして、今後の瑞穂市の下水道整備計画は、この法案の動向をよく踏まえて、議会、審議会と十分に議論して、慎重に取り組んでいきたい、かように考えております。

〔11番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

11番（松野藤四郎君） 今後の下水道事業計画等については、国の動向を見ながら、市も計画をしていただくようにひとつお願いをしたいというふうに思います。

それから2点目の、名古屋紡績跡地の計画についてお尋ねをいたします。

ここの土地については、ダイヤモンドシティーが進出をするということで、R21号からスロープ等をつくって、この敷地内に入っていくというような格好であったわけですが、その中で、地権者等の説明会、もちろん地元を含めた話ですが、いろいろ論議をされ、大反対といいますが、そういった言葉を聞いてきておるわけですけど、新たに今回、イオンモールがどうもこの跡地について進出をしたいということでございます。今までに地元、あるいは周辺の自治会、そういったところでの問題点、そういったものが解決をされて、このイオンモールの計画が出てきたのか、そこら辺の情報について、わかれば教えていただきたいと思います。

議長（小川勝範君） 松尾都市整備部長。

都市整備部長（松尾治幸君） 松野議員さんの名古屋紡績跡地の計画について答弁させていただきます。

イオンモールの出店計画につきましては諸問題等が多くありますが、企業サイドでは出店に意欲を持っておりまして、現在、問題点の解決について検討をしておる状況でございます。

名古屋紡績跡地の土地処理については、関係者と協議を行い、処理に向けて事務作業を進めているところでございます。

国道の高架による取りつけ道路につきましても、現在検討中でございますので、よろしくお願い申し上げます。

〔11番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

11番（松野藤四郎君） どちらにしてもR21号という県の大動脈の幹線道路を利用したSC進出計画でございますが、この瑞穂市の面積、非常に狭いわけですが、名古屋紡については3万坪でしたかね、何か非常に広大な敷地があるわけですね。これを有効に利用するのが大切ではないかというふうに思うわけです。瑞穂市のまちの将来、まちづくり、あるいは地区計画、こういったものについて真剣に取り組んでいかなければならない。これは市民含めた、行政もですが、そういったことを考えて、将来のまちづくりをせなあかんというふうに思うわけでありまして。私としては、SCが来れば、それだけ市への税としての収入は入るというふうには思うわけですが、将来の市民の福祉の向上、あるいは生活の安心・安全なまちづくり、こういうことを考えていけば、目先の企業からの税金の収入を頼りにするんじゃなくて、福祉のまちを向上していく中で、総合的な医療機関、あるいは高度な教育をするための学校の施設、あるいは今後さらにますます高齢化になるわけですが、いろいろな施設の利用というものも真剣に考えなければなりません。市としても、もともとこの名古屋紡というのは企業誘致ということで無償でやってきておるんですね、県を含めた話ですけど。現在は持ち主は名古屋紡になっておるわけですが、企業側と行政が一体、あるいは地域住民が一体となって、まちづくりについて話し合いをするというのが大事ではないかと思っております。そういった考え方はお持ちなのか、行政として。お答えを願いたいと思っております。

議長（小川勝範君） 松尾都市整備部長。

都市整備部長（松尾治幸君） 名古屋紡の跡地の利用計画につきましては、都市計画に基づき、企業サイドが計画しているものでございまして、現在のところ、市の総合計画の上での特段の計画はしておるものではございません。なおまた、名古屋紡績、土地所有者でございますが、土地の売却等は特に今は考えておらないということでございまして、市といたしましても、市の活性化の一翼になるということで、いろんな条件整備等が合致すれば、土地所有者の計画に協力できるものは協力していきたいというふうに考えております。

〔11番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

11番（松野藤四郎君） イオンモールの計画については、国道からの上り下りはスロープをつくって専用に店の中へ入っていくような格好になって、最終的には長良川の右岸の方へ出る道も高架でつくるような格好になっておりますね。わずか5万人の市の中で、こういった大型店舗、今、PLANT6があるわけですが、イオンモールが来て、将来にわたってずうっ

と繁栄をしていけばいいんですが、途中でどうなるかわかりません。そういったこともやはり検討せなあかんということですね。企業任せではだめだと。広大な面積の瑞穂市ならいいんですけれど、二十七、八平方キロの土地しかない中で、これだけ大きな土地があるということですので、もっともっと真剣に行政は取り組まなければならないというふうに思いますが、再度御答弁をお願いしたい。お願いします。

議長（小川勝範君） 松尾都市整備部長。

都市整備部長（松尾治幸君） 先ほどの都市計画法上の制限はございませんし、昭和33年ごろの旧穂積町の企業誘致で無償譲渡ということにはなっておりますが、一応今の土地所有者は名古屋紡でございますので、所有者の意見が十分反映されるべきかと思っております。その点で、市として協力できることは協力し、また開発がどういうふうになるかわかりませんが、市として要望することにつきましては、開発事業者に十分要望していきたいというふうに考えております。

〔11番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

11番（松野藤四郎君） ここまでイオン計画をしてみえるということは、上部機関といいますが、国、あるいは県の方である程度の許可条件といいますが、回答があって、計画を出してきておるといいうふうに思うわけですが、例えば私たちが土地を利用する場合には、いろいろ制約といいますが、ここは道路は何メートル計画があるから下がれとか、いろいろやってくるわけですが、このイオン計画については、例えば市の方としては、何らかの制約というのは企業側にあるんでしょうか、条件が。

議長（小川勝範君） 松尾都市整備部長。

都市整備部長（松尾治幸君） 規制ということでは、都市計画法上の関係と大規模店舗の法律の関係で、それぞれ規制がかかります。

〔11番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

11番（松野藤四郎君） 先日、各務原の蘇原地区で語る会ということが新聞記事に載っておりました。これは市長とまちづくりを考え語る会だという記事でございます。別府地区、あるいは穂積地区に該当する大規模な店舗でございますので、やはり市民を巻き込んだ形でのそういったことが大事ではないかというふうに思います。企業任せではまちの活性化にはならんと私は思いますし、それだけの土地があるということはこれから出てきません。ですから、事業計画を市としては真剣に取り組まなければならないというふうに思いますが、市長としては、大型SCである土地はよろしいんでしょうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（小川勝範君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） 私の方から、名古屋紡績の跡地問題についての御質問にお答えをさせていただきます。

これまで都市整備部長の方からお答えをさせていただきました。そのとおりでございますが、いずれにしましても名古屋紡の問題、昭和30年当初に無償譲渡をされておるわけでありまして、その契約の中に、20年以内にその計画を取りやめる場合には返還をしてもらおうと、こういう契約が入っております。ところが、もう既に50年を経過して、完全に名古屋紡の所有権でございます。名古屋紡の個人のものになっております。

そんな中におきまして、議員御指摘がありますように、あれだけの土地を今確保しようと思ますと、とてもできるものではございません。ですから、市として何とかならないかというところでございますけれども、残念ながら名古屋紡績は売らないと。貸したいという、その一点張りでございます。所有権は向こうにございまして、そういうふうになりますと、市の権限の及ぶところではございません。売買してもいいということでございましたら、市が買ひまして、総合的な計画、いろんな地元の意見、さらには議会の皆さんの意見を反映させて、本当に最もいい形で利用ができると思います。ところが、売買はしない。賃貸で貸したいということでございますので、我々の権限の及ぶところではありません。そういう状況の中で、今、少し話が出ておるようでございますけれども、私は詳しいことを聞いておるわけでもございません。また、細かいお話を私ができる段階のところではございません。そういう状況でございまして、そこは貸したい。売らない。売るということになりましたら、総合的にしっかりと議会と相談を申し上げるところでございます。貸したいという、その一点張りでございます。何ともこちらの権限が及ばないところでございます。その点を御理解いただきますようよろしく願いして、答弁とさせていただきます。

〔11番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

11番（松野藤四郎君） 僕は、後になってから後悔してはだめということでやっておるわけですけど、午前中の答弁の中に三興紡績の跡地の話がございましたね。本田第一保育所云々ということで、あそこの土地に何とかという話をされて、議会で反対をされたという話があったような感じがしたわけですけど、あそこの三興紡績跡地のところに保育所を建設したいという話は議会の中では出てこなかったような感じがするんですが、再度御答弁をお願いしたいと思いますが、よろしく申し上げます。

議長（小川勝範君） 松野藤四郎君に言います。その質問については通告しておりませんので。答弁、だれかしますか。

11番（松野藤四郎君） これは土地の問題ですので、大型の土地ですね。

議長（小川勝範君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） 私の方からお答えさせていただきます。

このことにつきましては、三興紡績の跡地のことということで、御案内のように本田第一保育所が手狭でありまして、糸貫川の河川敷にございまして、増築は不可能でございます。また、建てかえにしましても、建築基準の関係、いろんなことにおきまして、私はあそこでは無理だと。そんなところから、やはり考えなくてはいけない。生津の方の保育園ということの要望も出ております。そんなところから、議会の全協でお話ししましたけれども、土地を買うことばかり考えておると、こんな話であったことはお話を申し上げた。そういうことがあったことは事実でありますから、私は事実を申し上げたところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

〔11番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

11番（松野藤四郎君） 通告以外の話ですが、どこかの全協の場でお話をされたということによろしいでしょうか。

議長（小川勝範君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） 全協の場でこういう話があるということで話をしました。土地のことにおきましては、もう一つ、井場の池の問題も議会にお諮りをしましたが、買うべきではないという答弁でございました。以上です。

〔11番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 松野藤四郎君、あと1問残っております。時間内にやってください。

11番（松野藤四郎君） 名古屋紡跡地については、今後いろいろ計画書等が出てまいり、当局にもいろいろ御相談等があるかと思いますが、十分御検討していただくと。市民のためをお願いをしたいというふうに思います。

最後の3点目の質問でございますが、コミュニティバスの利用の促進でございます。

3路線が走っておるわけですが、これについては、16年に時刻表、あるいは運行経路等の見直しをされて、そのまま来ております。その間に、いろいろ市民、あるいは議会の中でも質疑、質問等をしておるわけですが、そういったものについて、今後これを参考にしながら、この運行計画等について抜本的に見直しをされるのか、お答えを願いたいと思いますが、よろしく申し上げます。

議長（小川勝範君） 新田総務部長。あと5分でございますので、5分以内に答弁をしてください。

総務部長（新田年一君） それでは、あと5点ほど御質問いただいておりますので、以後時間が無いので、続けて用意させていただきました答弁を、入るかもわかりませんが、よろしく申し上げます。

最初に、みずほバスの目的といたしますが、現状ですが、市内の生活環境バスとして、議員御承知のとおり、その目的は交通空白地帯を解消し、きめ細かな短距離交通システムを整備するという、一方、また高齢者、障害等をお持ちの方、子供たちの移動手段として確保し、これらを支援するという事で運行をしております。

さらに、昨今の社会状況からいえば、自動車依存が引き起こす慢性的な交通渋滞の抑制と緩和、それによる環境への負荷軽減などが上げられます。これは、瑞穂市だけでなく、他の自治体がコミュニティバスを導入するのと同様の住民への福祉という目的であると考えます。その目的は、市民の皆様にも十分御理解をいただいて、御利用いただいているものと思っております。

御質問の、3路線の走行距離に差があるのではないかとという件でございますが、昨年度の実績から見てみますと、本田・別府線におきましては4万2,395キロメートル、所要時間にしまして30分、それから牛牧・十七条線では5万7,957キロ、1コース47分、鷺田・船木線は4万7,040キロ、1コース当たり38分という所要時間になっております。特に牛牧・十七条線が突出して長い距離を運行しているということがおわかりいただけたと思います。つまり運行距離が長ければ、運行時間も長くなるという結果になっておりまして、運行本数が他の路線に比して結果的に少なくなっているというような状況になっております。

今後の改善策ということですので、これに対しましては、みずほバスに対する苦情・要望等は、以前から市民の皆様のご関心度も高く、数多くいただいておりますという状況の中で、これらに対する対策といたしまして、以前の公共交通対策特別委員会を初め、総務委員会等でも御協議をいただき、今年度予算前に委託先業者の岐阜バスと協議をしましてまいりましたが、その中で、バスの運行マナー等に関するものにつきましては、その都度、運行業者であります岐阜バスと協議をし、改善に努めております。路線やダイヤ、停留所等の見直しにつきましては、実にさまざまな御意見をいただいております、一朝一夕に改善が図られるものではないというような内容であります。

つまり、一方の御意見をとり上げて改善を図っていきますと、他方では、新たな御意見が出るというような可能性が十分考えられます。こうしたことから、改善策につきましては、経費面も考慮しながら、総合的に判断していくべきかなというふうに考えております。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

11番（松野藤四郎君） ありがとうございます。

詳細については、私の同僚議員であります広瀬さんの方から質問があると思いますが、やはりこのコミュニティバスというのは、行政、あるいは委託されているバス会社でいろいろ計画

をするんじゃないくて、最も利用する市民を巻き込んで、一緒にその運行経路、あるいは時間、バス停等、いろんな諸問題を解決するのが大事ではないかと思います。今後いろいろそういった機会がありましたら、市民にも大いに参加をしていただいて、福祉バスとして促進を願えればというふうに思います。

以上をもちまして、質問を終わります。ありがとうございます。

議長（小川勝範君） 民主党瑞穂会、松野藤四郎君の代表質問は終わります。

議事の都合によりまして、10分間休憩をいたします。

休憩 午後 2 時31分

再開 午後 2 時45分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

改革、熊谷祐子君の発言を許します。

熊谷祐子君。

3 番（熊谷祐子君） 改革の代表質問を始めさせていただきます。熊谷祐子です。

本日のテーマは、男女共同参画社会の推進についてでございます。

共同の「共」は「ともに同じ」、「参画」は単なる参加ではなく、計画段階から参加するという意味で「参画」、計画に参加する社会という名称になったと聞いております。

さて、一昨日のことだったと思いますが、アメリカでは、ヒラリー・クリントン氏が民主党の大統領候補者になる指名競争から撤退を表明されました。アメリカ史上初めての女性大統領が出るかということで話題になりましたが、女性であるヒラリー氏の撤退につきましては、ガラスの天井論がアメリカ、日本でも解説されております。このガラスの天井論というのは、下からは見えないが、上っていけばある障害。ある条件のためにその障害を突破できないというのがガラスの天井論。ここでは女性であるためにその天井を突破できなかったと。女性の政治家には、男性には求められないものが常に求められる。美人であることとセクシーであることだそうでございます。そういう点で、初めから不利だという論調もございました。

さて、日本で女子の参政権が認められて、実際に行使されましたのは、私の生後 4 日目でございます。昭和21年の 4 月10日でございます。男子の普通選挙の参政権におくれること21年目。悲惨な第二次世界大戦が終了して、日本国憲法発布の年、この憲法の13条によって個人はすべて尊重されると高らかにうたわれ、24条によって男女両性の平等が掲げられるに至って、初めて女性の参政権も認められることになりました。営々と女子の差別に対して闘ってこられました先輩諸氏、並びに男性の方々に初めに敬意を表しまして、きょうここに、男女共同参画社会の推進について、瑞穂市議会で一般質問できることを喜びたいと思っております。

さて、まず瑞穂市の男女共同参画に関する施策について、現状の確認をいたしたいと思えます。次の三つのうちのどれであると、執行部、行政は認識しておられるでしょうか。A、先進

的である。B、普通。つまり他市町並みである。C、おこなっている。このうちのどれであると認識されておられるのか、御答弁をお願いいたします。

以下、質問席に移らせていただきます。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） それでは、今の御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

A、B、Cという三択の中では、C、おこなっていると云々を得ないのが現状かと認識しております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） おこなっているにも、いろいろ程度はあると思いますが、大変おこなっているのか、幾らか少しおこなっていると、どちらでしょうか。

またさらに、現状について、次の7項目について、具体的に御答弁いただきたいと思っております。

一つ目、男女共同参画の推進について、専門担当課と庁内連絡会議と諮問機関、この三つがあるかどうか。有無ですね。

二つ目、審議会等における女性委員数の数値目標の設定の有無。

三つ目、女性自治会長の割合がどれだけか。

四つ目、女性管理職の比率がどれだけか。

五つ目、男女共同参画に関する施設、またこの宣言があるかないか。

六つ目、これに関して、計画プランがあるかどうか。

七つ目、条例の有無でございます。

これにつきましては、内閣府の男女共同参画局をインターネットで調べますと、平成18年度分の全国の市町村の一覧表が出てまいります。現在の時点でお教えいただきたいと思っております。お願いいたします。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） それでは、今の御質問に順次お答えをしていきたいと思っております。

おこなっている度合いでございますが、今のお話の二択の中でございますが、議員が御指摘のように、専門担当課があるとか、あるいは男女共同参画プランが策定されているかどうかという視点から考えますと、大変おこなっていると云々を得ません。

ちょっと前後しますが、現実的に県下21市ございまして、19市で計画が策定されておりました。あと残すところ2市、そのうち1市は郡上市ですが、計画を現在策定中ということでございますので、これから始めようとする当市においては、おこなっているという認識を持っております。

それで、御質問に順次お答えさせていただきたいと思っておりますが、担当部署があるかないかと

いうことですが、御承知のようにございません。ただ、ことし2月1日に機構改革を行いまして、担当部署を企画財政課の方で担うことになっております。従来は総務課でやっておりましたが、計画的なことということで企画の方に持ってきております。

それから、庁内連絡会議も正直言ってございません。

それから、諮問機関もまだ置いておりません。諮問機関については、今の段階で申し上げるのはどうかと思いますが、実際は、先ほど申しましたように男女共同参画計画がございませんので、今後策定する中で、諮問機関という名称は今後決めるとしまして、設置をするつもりでおります。

それから、審議会における女性委員の目標数を設置しているかということでございますが、ことし、2月1日で公布した瑞穂市審議会等委員の設置及び運営に関する要綱の中で、一応3割という目安を立てて公布をさせていただいております。従前から女性の登用については鋭意やってきたところでございますが、要綱をつくって、一応目標3割ということで定めさせていただいております。

それから、自治会長の女性比の件でございますが、私たち考える範囲では、自治会はあくまでも地域での任意団体でございますので、地域でお決めにいただいて、その方を御報告していただきまして、市がその自治会長さんに対して、行政とのパイプ役とか、あるいは広報等の配布物の窓口としてお願いをするという関係上、積極的に市がどういう方を選んでくださいという口を差し挟むべきものではないと考えております。ただ、平成20年度の状況を見ますと、95名の自治会長さんがお見えですが、中に2名、女性の方がお見えでございますので、率にしますと2.1%にはなるかと思えます。

それから、女性の管理職ということでございますが、管理職は、平成20年度においては1名おりますので、率にしますと2.8%とカウントしております。

それから、施設と宣言でございますが、御指摘のとおりございません。

それから、計画が未整備との御指摘でございますけれども、先ほど申しましたようにおくれればせながら策定しようという意識でおります。総合計画、先ほどちょっと改めて見ておったんですが、総合計画の31ページの中に明記してございまして、「ジェンダーにとらわれない意識づくりを進めるとともに、男女共同参画プランの策定やこれに基づく云々」ということが書いてございます。ですから、総合計画を実践する意味において、おくれればせながら制定の方へかじを進めてまいりたいと思っております。

それから、条例については、計画もございますので、当然条例も、当然と言ったらおかしいですが、まだ設置しておりません。今後、条例を制定するかどうかについては、計画の中で御審議を賜る中で方向を決めていきたいと思っております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） ここに、インターネットから出しました平成17年、私は実は4年前に議員になりました年の9月議会でもこのテーマについて質問いたしましたので、そのときの資料もあるわけですが、そして今回、2年後の資料もインターネットで出るわけですが、2年間の間を比べますと全く進展がなかったんですけど、今の御答弁をいただきますと、19年度から1年間、ことし20年度で多少の進展はあったものと思います。

大変おくれていてという共通認識はこの場においてになる皆様はできたかと思いますが、このように最下位と言ってもいいほどおくれたという経過ですね。原因、理由はということだとお考えになられるでしょうか。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） 計画策定の根拠は、先ほどお話しございました男女共同参画社会基本法第14条の第3項に、基本的な計画を定めるように努めなければならないということになっておりまして、法律上解釈すれば、これは努力義務規定ということで、努めなさいということなんです。現実的には、先ほど申しましたように、全国の市でも、あるいは県下の市でも策定をしておみえでございます。そういうことから言えば、本来当市でも制定すべきであったとは思いますが、一方ではもう一つの考え方がございまして、計画がないから男女共同参画事業ができないというわけではないというふうに考えておりまして、基本的なことを言いますれば、男女にかかわらず、人権というものは尊重されるべきだということでありまして、従前から男女共同という立場を前面に出さなくても、人権という趣旨から、住民福祉の視点からも行政を進めてきておりますので、それで事足りたというふうな考え方もあるわけですが、あと、御承知かどうかわかりませんが、ジェンダーフリーという考え方が非常に、聞くところによると2005年の北京国際女性会議か何かが開催された前後、ジェンダーフリーという考え方、要は社会的につくられた性差が女性の地位を低くしているというような考えが問題化されまして、それこそちまたでいろんな話が出まして、極論を言えば小学校の男女のトイレを一緒にしたらどうかとか、あるいは更衣室を一緒にしたらどうかというような極論まで出たような、そういった時代がありまして、ちょうどそうした中で、うちの計画も検討されたんですけども、やはりその中では、共同参画そのものが否定されるような背景もあったということで、あえてそういった火中のクリを拾うというようなことを避けてきたことがあるわけですが、とは言いながらも、先ほど申しましたような人権を踏まえた行政は執行してきておりますので、それで済ませたということでございますが、ジェンダーフリーの概念ですね。一応定着を見た状況でありますので、これからおくれればせながら計画策定に向かっていきたいなとは今考えておるところでございます。

〔3番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 御答弁を伺っておりますと、計画がないからだめというものではないとか、「ジェンダーフリー」という言葉に対する混乱があったのでちょっと逡巡したということですが、それは本当に部分的な理由だろうと思うですね。

先ほど日本の参政権の経過を申し上げましたが、冒頭でアメリカの大統領選の大きい話なんかいたしました。女子に対する差別というのは世界的な問題でありまして、嘗々とこういう意識があった方たちは、それこそ殺されるような思いをしながら闘っていらっしやっただと思えます。

これが世界的な流れになりましたのは、昭和50年ですね。30年ほど前に国際婦人年がありました。毎年、国際 年というのがありますが、今から30数年前に国際婦人年、このときに、非常に世界的な大きな、私はまだ30代でございましたけど、日本の私の耳にも届くほど大きな動きがございました。この昭和50年から10年間は国連婦人の10年というので、女子差別に対するあらゆる差別を取り除くという運動が世界的に行われました。また、昭和54年には女子差別撤廃条約、女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するという条約が国連で採択され、次の年度には日本でも批准しております。

ですから、先ほど二つ、ないからといって、男女共同参画をやっていないわけじゃないとか、ジェンダーフリーの言葉の混乱があったからというのは、それだけの理由では、21市の中で最下位。21市で最下位というのは日本の中でも低い方だと思いますが、これにならなかった。つまり私が申し上げたいことは、これまでの行政、並びに議員も同じかもしれませんが、瑞穂市政の最高決定機関である議会も含めまして、やっぱりこれの必要性に対する認識が薄かった。これが一番の理由ではないかと思えます。ほかのところは、いろいろな理由があっても、とにかく最下位は免れているわけですから、これからは、おくれればせながらこれに向かって進んでいきたいと思うわけですが、そもそも平成11年に第1次、平成17年に第2次の計画が起こされております男女共同参画社会基本法、計画の中身とはどういうものか。あらゆる分野、あらゆる形態の差別に対して共同参画しなさいということですから、非常に多岐にわたるわけですが、簡潔に御説明いただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） この男女共同参画社会基本法の内容でございますが、これはまさに法律の前文に集約されておると思っています。ちょっと読ませていただきますと、前段の方に、「日本国憲法に個人の尊重と法の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けたさまざまな取り組みが国際社会における取り組みとも連動しつつ」と書かれておりまして、さらに中段ぐらいに、「男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は緊要な課題となっている」。そ

して、後段の方でございますが、「21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけ、社会のあらゆる分野において男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である」と、このように書いてございますので、まさにこのとおりだと私たちも考えております。

さらに、この理念を具体化するということで、第3条から第7条にかけて五つの基本理念が示されておりますが、市としましては、特に第3条の「男女の人権の尊重」先ほどから人権と言っておりますが という見出しで書かれておる内容が大事だろうというふうに思っております。

ちょっと読ませていただきますと、「男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること。男女が性別による差別的取り扱いを受けないこと。男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること。その他の男女の人権が尊重されることを旨として行わなければならない」と規定されておりますので、これが柱になると私たちは考えておるんですが、以上でございます。

〔3番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 内容についてごく簡単に御説明いただきましたが、先ほど申し上げましたように、あらゆる形態、あらゆる分野において、社会のあらゆる分野において男女共同参画に努めなければならないというのが基本法でございます。この中には、5本の柱と11の、第2次の計画で12になりましたが、重点目標がございます。

この中で、5本の柱、12の重点目標のどちらの中でもはっきり明記されております政策等の立案及び決定への共同参画。政策などを立案するとき、そして決定するときに男女ともに参画しなければならないと。これにつきまして、特に少し確認をしたいと思っております。

この中には、政策、方針、決定参画に関する調査研究を実施すること。それから、女性の人材に関する情報の収集、定義、提供。簡単に言えば、女性の人材リストをつくりなさいということ。それから三つ目に、政策、方針、決定過程の透明性を確保しなさいと、こういうことが述べられております。

内閣府のホームページからとりますと、1,000以上の全国の市町村が提出している数値目標の一覧表がございます。私が、特にここで取り上げて申し上げたいのは、自治会長とPTA会長の問題を取り上げたいと思うのですが、これは分類といたしましては、この五つの柱、12の重点目標の中の政策・方針決定に男女がともにかかわると、この中でございます。先ほど任意団体であるから口出しできないのではないのかという御答弁がございましたが、これは認識を改めていただかなければならないと思っております。この五つの柱、特に12の重点目標のさらに細目を読みますと、PTA、自治会、区、さらに第2次の計画では、何と農協に関してまで女性をり

ーダーとして出すことというのが追加されております。そもそもあらゆる分野ですから、職場、家庭、学校、行政、その他、あらゆる諸機関において男女共同参画を進めなさいというものでして、家庭にまで言われるわけですから、諸機関、教育機関も地域も全部入るわけですね。これが非常に重要でございます。

1,000以上の全国の自治体から出された数値目標の中には、自治会や区長に女性の長を何%にするかという数値目標を設定しているところもございますし、女性PTA会長の比率を上げるということの具体的な数値、パーセンテージを目標に掲げているところもございます。このうち、自治会長につきましては、一応総会の場で手順としては選ばれているわけですから、まだ透明性が全く確保されていないというわけではないと思うんですね。ですから、今回、私、外しますが、特にこの分類でいくと、政策・方針決定にかかわる教育機関としてPTAが上げられていますが、PTA会長のリーダーの決め方について、少し議論をしたいと思います。

と申しますのは、議員は、今、瑞穂市は20名ですが、自治会長やPTA会長を経験して議員になられる方がかなり多いわけですね。私は両方とも経験しておりませんが、これ、自分になってみましたら、確かにPTA会長や自治会長を経験してから議員になると、非常に問題が、経験してきているわけですから、全く経験しないで、いきなり議員になるというのは、随分問題意識や視野が違ふらうなというのは本当に思いました。ですから、政策決定の瑞穂市政の一番の最高の決定機関である議会の議員として女性をふやすためには、まず自治会やPTA会長を女性がもっと経験しやすくすることが手っ取り早いというか、大事なことだろうと思うので、PTA会長についてお聞きしたいと思います、教育機関でございますので教育長さんになるかと思うんですが、瑞穂市になってから結構でございますので、女性のPTA会長数は各年度で何人ぐらい見えるでしょうか、お聞きいたします。

議長（小川勝範君） 先ほどの奥田部長への質問、いいですか。それに答えずにすぐ行くんですが、いいですか。奥田部長の答弁はいいんですね。

3番（熊谷祐子君） 一応御回答いただきましたので。

議長（小川勝範君） では、横山教育長。

教育長（横山博信君） 15年度以降の市内の小・中学校における女性のPTA会長の人数についてでございますが、平成17年度、19年度に各1名、女性のPTA会長がお見えです。計2名の女性がPTA会長になられております。

〔3番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） トータルで2名ということでございますが、小・中学校は10校あるわけですね。10校で、各年度はいませんが、2年度それぞれ1名ずついたということで、1割いた年もあるということでございますが、これは、先ほどちょっと読み上げましたように、透明

性ということが問題になるわけですが、どのようにして決まるのかというふうに御質問しましても、学校によって違うというふうに、当然10校ありますので、おっしゃられると思いますが、大体つかんでいるところ、共通点などがあると思いますので、教えていただければと思います。お願いします。

議長（小川勝範君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） P T A会長の選出方法につきましては、議員御指摘のとおり、各学校ごとにそれぞれの規約、内規をもちまして選出をされていると承知しております。まず各单位 P T Aごとに指名委員会、あるいは候補者選出委員会といった名称で委員会を設置して、P T A会長ほか本部役員の候補者を推薦していただくという方法を多くがとっていると思います。中には、立候補者を一般の会員から受け付けるという学校もあるやに承知しております。市内小学校が7校、中学校が3校、幼稚園1園ですが、各单位 P T Aそれぞれの方法で適任者を選出していただいていると考えております。以上です。

〔3番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 指名委員会というところで推薦をすると。立候補制をとっているところもあるということですが、指名委員会の構成ですね。どういう方なるのかということと、それから立候補制をとっている学校というのは幾つぐらいあるのか、学校名もできましたら教えていただきたいと思います。

議長（小川勝範君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） まず指名委員会、あるいは選出委員会の委員の構成でございますが、P T A会長ほか新しく本部役員を選んでいくということで、P T A会長さんは指名委員のメンバーから外れているという場合が多くあるやに思っております。副会長さん、そのほか、すべての本部役員さんではなく、幾人か、規約にのっとってそれぞれの地区を代表するような形で指名委員さんを構成されているととらえております。

それからもう1点の、立候補を受け付けるということにつきましては、教育委員会で把握しているところ、3校あります。ただ、その3校につきましては、実際その方がなられたということについては十分把握しておりませんが、学校名については、牛牧小、生津小、穂積北中の方で立候補ということも考えているというようなことではございました。以上です。

〔3番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 現本部役員の幾人かが指名委員会の構成委員になると。それから、今、名前を上げられました3校は立候補制があるということですが、現本部役員があの人がいいのではないかと推薦するということになると、その人たちが知っている人しか名前

が出ないということになりますね。広く募るわけではありませんから、広く探すわけでもありませんから、そうすると、当然お友達を連れてくるということが多いんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（小川勝範君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 今、議員の指摘の内容につきましては想像の話になってしまうので答えることはできないのですが、各学校でそれぞれの地区をよく知ってみえる、そういう方を、地区を代表して保護者、来年度新生も含めて、よくわかってみえる方をお願いしていると認識をしております。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君。

3 番（熊谷祐子君） よくわかってみえる方をお願いすると申しましても、私はよそ者でございますからよくわかるんですが、よそ者に関してはよくわかりませんよね、よそから来た人については。瑞穂市が非常に人口増加率が県下一番ぐらい、よそ者が多いまちでございますから、先ほどの知っている人から選ぶ以外にないということになると思います。これ以上は御答弁を求めましても無理でございますので求めませんが、そういうふうにして P T A 会長を経験なされて、そして地区の問題、まちの問題を、私のようにぼっと出みたいではなく、かなり把握して議員になれるというのは大変貴重な、リーダーとしての経験をしていらっしゃるの、私としては、もっと広く、特に女性を今後 P T A 会長も視野にぜひ選んでいただきたいと思うんですが、この 3 校以外に、立候補制、自分で立候補するというのは随分勇気が要ると思うんですが、推薦制なんていうことになっていくといいなあと思うんですが、話し合いの中で、また先ほどの冒頭に、任意団体については市は何も言えないと。これはよく聞かれる御答弁でございます、そのほか、女性をふやすことについては否定的な意見を随分現男性リーダーたちから聞きます。例えば青少年育成会議が年に何回か開かれますが、あどきに、司会初め、壇上に出すのはほとんど男性ですね。たまに女性が一人ぐらいいるかなと思うんですが、4 年間、私もそういうのを経験しましたので、今年度、子育ての場で、どうして女性が壇上に立たない、リーダーに立たないんですかということに関係者の方にお聞きしましたら、そのお答えは、女性はなるのを嫌がるから。だから、仕方なしに自分たちがやるんだという答えでございましたが、今まで男女共同参画の議論をしてまいりまして、わずかですが内容についてもちょっと触れましたが、そういうことは行政としては一切言えないというようなことではないと。つまり家庭のことで全部言うわけですから、農協のことで、自治会のことで数値目標を出している自治体もあるし、そして、政府が男女共同参画基本法、5 本の柱、12 の重点目標として、あらゆる形態、分野で男女共同参画を図りなさいと音頭を取っているわけですから、そういうことについては行政は言えませんという段階ではないということは御認識いただけるか

どうかだけ御答弁いただきたいと思います。特に教育機関につきまして、お願いします。

議長（小川勝範君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 男女共同参画社会基本法の内容についてはよく理解しているつもりではございますが、まずPTAという団体が、子供の健全育成という点においては、学校とPTAはどちらも同じ目的でいると思います。しかし、学校は公の機関でございますので、学校教育法等の法律に従って教育活動を行っております。PTAにつきましては、社会教育法の第10条に示されております公の支配に属しない団体で、社会教育に関する事業を行うものとされております。また、同法第12条に、国及び地方公共団体は社会教育関係団体に対し、いかなる方法によっても不当に統制的支配を及ぼし、またはその事業に干渉を加えてはならないとされております。男女共同参画社会の推進ということと社会教育団体ということが、実際目標としての男女共同の政策等の立案に関していくという内容と、実際の運用の段階で自主的団体ということで、それも各単位ごとに決められてくるものですから、先ほど奥田部長の方が申しましたように、それを名簿としていただいて、全体を認識するというのが現在の教育委員会の把握ということでございますので、願うということでは心は同じなんですけど、結果として、それを保障するという仕組みは難しいかなと思います。

〔3番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 保障することまでは難しいと私も思います。

基本法に従って機会を与えるということが、しっかり基本法の五つの柱と12の重点目標の中に書いてありますね。結果は、実際は2020年までに3割の女性リーダーをあらゆる分野で出すということが国の目標でございますが、もちろん瑞穂市のように軒並み0%なんていうところは、10%を目標にしても、しかも今から10年しかないわけですから、よそは平成11年からやっていたら、22年間で3割に持っていくわけですが、瑞穂市はあと10年で0%から3割にするのは至難のわざでございますから、0%を1割の目標にしてもいいし、2割程度だってもちろんいいと思いますので、結果を私は申し上げているのではなくて、機会ですね。機会を与えよというのが基本法でございます。そして、数値目標も、全国の1,000以上のまちが内閣府に出しているわけですから、瑞穂市は10年おくれて、今からスタートなわけですから、これは数値目標、具体的な目標もしっかり設定していかなければならないということで申し上げましたが、教育機関、教育長さんは市の計画、姿勢がなければ、確かにここでぜひそうしたいなんていうことはなかなか御答弁が難しいと思うんですが、全体の瑞穂市の計画について、最後に御答弁いただきたいと思うんですが、今後、瑞穂市として、担当課と堀市長に伺いたいと思いますが、10年おくれた男女共同参画の計画、先ほど七つほど上げましたが、こういうおけているものをどのようにやっていくお考えか、まず担当部長さんからお聞きしたいと思います。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） 今お話がございまして、目標の数値ですね。これ、県を通じて調査が毎年来ておりまして、それに基づいて回答しているのが、先ほどおっしゃってみえたデータだと思います。私の手元にあるのは県下の状況のものでございまして、それぞれ目標値というような形で示しております。ただ、0%とおっしゃいますけれども、この議場を見ていただければ、お二方女性の議員の方がお見えでございますので、10%ですね。こういうような形で、必ずしもゼロというわけではないと考えております。

先ほど申しましたように、審議会の要綱の中でも目標値3割と設定しまして、各区でいろんな計画をする場合に女性の方も登用するようにお願いをしております。今、市民憲章を制定している中でも2人女性の方がお見えでございますので、そういった形で鋭意努力はしております。

それで、計画がないからできないというわけではないと冒頭にも申し上げたんですが、計画は、ある意味では、今の市の持っている考え方を形にするものだと思うんですね。そうしたものが形にされていないので皆さん方にはお示ししにくいというか、見にくいという面がございます。ただし、計画ができたから、それで終わりじゃないんですね。計画はあくまでスタートだと考えておりますので、そのスタートをするに当たっては、やはり事務方が勝手につくるんじゃなくて、いわゆる協働という観点からいえば、市民の皆さん方に御参加をしていただいて、あるいは議員さんも入っていただいて、一緒につくり上げていくべきものと考えております。ですから、計画は、よそのまちによっては業者に委託されてつくってみえるところもあります。だけど、それはうちはしたくないということで、前の市長も言ってみえましたし、その考えはありますので、おくれってきたという背景がございます。ですから、これから計画をつくり上げますので、「おくれればせながら」という言葉になってしまうと思いますが、議会の方々、それを柱にして、先ほどおっしゃってみえた各審議会の委員に積極的に登用できるように、あるいは自治会長さんにも女性の方がもっていただけるように、そういった意識づくりをこれから行政の課題としてやっていくべきだと考えております。よろしく申し上げます。

〔3番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） そういうことをぜひ訴えたくて、私はきょうこのテーマを選んだわけがございます。

市民の意識の向上につきまして、行政、それから議員も、市民に対して啓発・啓蒙の仕事という役割があるわけですから、まずこの議場に見える行政職と議員職の方にこれが必要なことなのだと。世界的な、日本じゅうでの課題なんだと。そして、瑞穂市はおくれているのだという認識を、もう待たないだということ、まずこの議場にお見えの圧倒的多数の男性諸氏の

方に認識を改めていただきたいと思います。

私は、25年から30年くらい前に、初めて子供でPTAを経験したわけですが、まず委員長になったわけですが、実行委員会といいますか、執行部会というか、そこで発言しましたら、その日の夕方、当時のPTA会長さんからうちに電話がございまして、けんかはいけない。仲よくしようという電話でございまして、びっくりしまして、けんかしているつもりはございませんがと言いましたけど、意見を女性が言うということが大変珍しかったんだと思います。意見を言っただけでけんかととられました。その後、また別のPTA会長さんのもとで今度は副会長をしたわけですが、当時は、PTA会費で本部役員が学校側の校長以下三役と食事会をしておりますので、何回か重なった後に、私はPTA会費をそういうものに使うべきではないと思ったもんですから、もう参加したくないというふうに申しあげましたら、教頭先生から呼び出されまして、つまりその情報が行っているわけですね。

議長（小川勝範君） それ、質問ですか。

3番（熊谷祐子君） 質問です。

出席するようと言われましたので、PTA会費で飲み食いするのは嫌なので、欠席したいと申しあげましたら、次の御指導の言葉がございました。「副会長というのは、会長を補佐するのが仕事ですよ」と。つまり共同参画の計画の段階から女性がリーダーとならなければならないという理由が、今、私はようやく解けるんですが、つまりトップが決めて、女性というのは内助の功といいますか、そういうものが常に社会的に求められてきたんだと思います。ですから、男女共同参画、政策・方針の決定段階から女性が参加しなさい。そしてリーダーの育成、女性リーダーのリストまでつくりなさいというふうにあるわけですから、私は、この21年前の経験を今、およそ30年後に思い出してみますと、ごく個人的な体験でおかしいと思っていた私のことが、10年前に法制化されておるわけですから、おかしいと思ったのが、個人的な私の資質の問題ではなくて、歴史的であり、社会的であり、極めて政治的な課題であったということが認識できたわけです。御理解いただけますでしょうか。

今、議員の立場で市民の皆様と話をする機会がふえましたときに、特に女性の方から、「女の人に頑張ってほしい」というのを何度も言われます。私の意識が非常におくれていたんだなということを本当に自分で反省しております。やっぱり個人的にこういう場に来られなくても、女性の地位がやっぱり納得できないものであると感じていらっしゃる女性が非常に多いと思います。

県にも男女共同参画という専門課がございまして、各市町村の参画サポーターというのを募集してございまして、私はなって2年目なんですが、ここの課が男女共同参画についての意識のアンケート調査をしております。この中で、企画や方針決定過程への女性の参加が少ない理由として、八折、八つの答えを用意して、答えを求めております。この中で、圧倒的に多いのは、

「男性優位の組織運営であるから」と。これが男性でも女性でも、それから20歳から69歳までの世代別すべて、6割の人が組織が「現在非常に男性優位で運営されている」という回答を出してみえます。その組織の中には、何度も繰り返させていただきますが、あらゆる分野、自治会もPTAも農協までも対象になっているということです。そして、先ほど1,000の市町村の自治体のことを申し上げましたが、その1,000の細かい数値目標の前に、大まかな宣言やプランや諮問機関、県ごとに各市町村の統計がとってあるわけですが、2年前は女性自治会長という項目はありませんでした。これが2年後の平成19年当初、つまり18年度の統計だと思うんですが、この中に、特に女性自治会長の数というのをちゃんと明記、さっきは数値目標を出したところだけなんですけど、今度は、全国の市町村全部、女性自治会長の割合というのが全部出るようになっておりますので、PTAも一緒だと思います。任意団体につきましても、こういう分野においても、行政に対して求められていると思います。

ということで、最後に市長にお聞きしますが、ハード面で一番お困っているのは下水道で、今後これをどうするかというのは大きな問題ですが、同じくソフト面で予算を何億とかけなくともいいようなもので最もお困っているものは、この男女共同参画プランではないかと思えます。10年おくれたわけですから、ぜひ立てられるものは、10年間で3割までいかなくていいですから、数値目標も、できるものはできるだけつけ加えた計画をお立ていただきたいと思うのですが、御答弁をよろしくお願いいたします。

議長（小川勝範君） 堀市長、時間内に答弁ください。

市長（堀 孝正君） 熊谷議員さんから、男女共同参画社会の推進について御質問をいただきました。

いろいろ御指摘をいただいたところでございます。企画部長の方からいろいろ答弁をさせていただきました。

いずれにしても、おくれbaseではございますが、これからしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。実は、この瑞穂市の前身、穂積町におきましては43年間に及びます女性首長、全国にない、こんなまちだった。ですから、私は当然整備されておると。学童保育のときに、男女雇用機会均等法、さらには男女共同参画社会のために学童保育が必要だということを書いてまいりました。私はできておると思ったが、この質問で、できておらんということがわかったわけでありまして。おくれbaseではございますが、御指摘にありましたことについてしっかりと取り組んでまいりたい。そのことにつきましては、またいろんな意味で御指導いただきますようお願いを申し上げて、答弁とさせていただきます。以上です。

〔3番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 行政、議員とともに、またはそれ以上に、市民の意識の向上というのも

大変大事だと思います。私は今後、ぜひ女性同士で話をしたいと。こういうふうに声を上げて
いる女性たちと話し合いを進めていきたいと思います。

最後の2分で申し上げますが、平成11年度に計画の第1次ができて、6年後の平成17年
に第2次の計画が内閣府から発表されましたが、このときに、最初の11の重点目標が12の重点
目標になりました。一つ加えられましたのは、何と防災、まちづくり、こういうものですね。
こういうものに対して女性の意見を取り入れるということが、12番目に、平成17年、3年前に
取り入れられています。ですから、私に声をかけてくださいましたまちづくりを女たちで話し
合いたいという女性たちはこの法律のことをこれだけ御存じかどうか、多分これだけ詳しくは
御存じないと思うんですが、もう女性たちは子育てと生活の一番基本的なところで日々かわ
っていますので、そこから出た切実な、裏表のない声をぜひ一緒に学びつつ、まとめていき
たいと思いますので、行政と議会もぜひ推進していただけるようお願いして、私の一般質問を
終わりたいと思います。

議長（小川勝範君） 以上で、改革、熊谷祐子君の代表質問を終わります。

これで、5会派の代表質問を終わります。

議事の都合によりまして、10分間休憩をいたします。

休憩 午後3時46分

再開 午後4時00分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

本日の会議は、議事の都合によって、あらかじめ延長いたしますので、よろしく願いいた
します。

個人質問の通告がありますので、順次発言を許します。

12番 土田裕君。

12番（土田 裕君） こんにちは。

議長に発言を許していただきましたので、一般質問通告どおり、二つの質問をさせていただ
きます。

議席番号12番 土田裕です。

今回の選挙で初当選しました。今後は瑞穂市の発展とともに、市民の安心・安全を築くため
に微力ながら、日本共産党、土田が頑張っまいりますので、今後ともよろしく願いいたし
ます。

質問内容は、一つ目に、市の小口融資制度の確立について、二つ目は、多重債務者被害者の
相談窓口の設置について、質問させていただきます。

詳細は質問席でさせていただきますので、よろしく願いいたします。

一つ目として、市小口融資制度の確立について質問させていただきます。

一つ目として、瑞穂市の第1次総合計画の中に記載されています商業活動の活性化施策の展開で、融資制度や助成制度の確保に努めてまいりますと記されていますが、現在はどのような市の施策をとってみえますか、お聞かせください。

そして、中小企業融資制度を瑞穂市は紹介してみえますが、相談件数はどのぐらいになりますか、お聞かせください。

今後、瑞穂市においての方向、方針について、どのような考えを持ってみえるのか、お答えをお願いいたします。

そして、多くの市町村が小口融資制度、貸付制度を実施しています。隣接している大垣市や本巣市含めて25市町村が実施されています。なぜ瑞穂市はこのような実施ができないか、お聞かせください。

参考に、県内の小口融資制度を実施している市町村をお聞かせください。よろしく申し上げます。

そして、事業をなさっている経営者の皆様は、今大変厳しい中で経営されています。何とぞ瑞穂市の発展のため、行政でこのような施策をとっていただきたい。私はそのように思います。何とぞ前向きな答弁をお願いいたします。よろしく申し上げます。

議長（小川勝範君） 松尾都市整備部長。

都市整備部長（松尾治幸君） 土田議員さんの小口融資制度についての御質問にお答えいたします。

4点ほどあったかと思いますが、まず1点目の市の施策、融資制度についてはどのようなものがあるかということでございますが、瑞穂市総合計画に記載がありますように、商工会を通じて、個別商店における経営の効率化やコスト縮減や経営体質の改善を促進しております。

市独自の施策といたしましては、市においては、中小企業者に対して損失の補償を行う中小企業損失補償、商工業者以外を対象にしております瑞穂市生活資金融資、また瑞穂市住宅資金融資を実施しております。

2点目の、県の中小企業融資制度の市の相談件数はどれだけあったかということでございますが、相談件数については把握しておりませんが、県の担当部局に照会をいたしましたら、県の窓口については、年間数件ほどの相談があるということ聞いております。議員御紹介の県の中小企業資金融資制度の窓口では担当が説明しておりますが、今後の方針ということでございますが、現状では、市独自の中小企業損失補償制度の説明、また県の中小企業融資制度の案内、また瑞穂市商工会への案内等を検討しております。

ウの他市町村における小口融資制度、瑞穂市にはなぜできないかということでございますが、通常の事業運営に資金が必要な企業者に対しては、現在、岐阜県中小企業資金融資制度の中で借り入れ限度額1,250万円の小規模企業資金という名目で制度がございます。この制度が、議

員御指摘の市町村実施の小口融資制度と同制度でございます。

小規模企業資金と小口融資制度は、おのこの利用することはできますが、制度上、合計が1,250万円ということになっておりますので、例えば県の融資を受けた残りが市の融資ということで、合計が1,250万円という限度額でございますので、県制度でございますので、問い合わせがあれば、まず県制度への御紹介をさせていただいておりますので、お問い合わせは、まず県制度への御紹介をさせていただいております。

ちなみに、現在のところ、県の市町村で実施市町村は、平成20年4月1日現在で、大垣市、高山市、多治見市、美濃市、瑞浪市、羽島市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、飛騨市、下呂市、郡上市、本巣市、笠松町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、関市、中津川市、恵那市、御嵩町、富加町、ほかに岐阜市も入れて、26市町村が小規模企業を対象とした市町村の連携補償制度を実施しております。

瑞穂市の小口融資制度の方針ということでございますが、冒頭に御説明申し上げました中小企業損失補償は瑞穂市独自の制度でございます。商工業者が指定の金融機関から資金を借り入れする場合に瑞穂市が損失を補償する制度でございます。指定金融機関に2,000万円を預託し、融資総額1億円で、個人企業者に対しましては、最高300万円、組合や法人には最高500万円を限度として貸し付け、金融機関に対しその損失を瑞穂市が補てんする制度でございます。これにつきましてはPR不足で、瑞穂市合併後、同制度の利用者はございませんが、この制度とあわせて岐阜県中小企業資金融資制度を利用推進し、商工会等におきましても、この融資制度でございますので、今後はPR等、広報紙、あるいはホームページ等でも、こういう融資制度の紹介をさせていただきながら、また商工会の意見も参考にしながら、同制度の拡充を図っていききたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

〔12番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 土田裕君。

12番（土田 裕君） 質問事項の中でちょっと漏れたんですけど、関連した質問でよろしいでしょうか。

議長（小川勝範君） はい。

12番（土田 裕君） 議長さんに了解をもらいましたので、今の答弁、大変ありがとうございました。前向きな姿勢で大変ありがとうございました。

それと、もう一つ聞きたいんですけど、商工会の地元の方に聞いたんですけど、この瑞穂市に住んでいて、他で御商売をやってみえる。また、例えば岐阜市で納税をされて、それで、瑞穂市の方で商売をやっている。逆でもよろしいんですけど、そういう場合、この融資制度の活用方法等の幅広い解釈ということは、どのような見解を持ってみえるか、ちょっとお聞きします。

議長（小川勝範君） 松尾都市整備部長。

都市整備部長（松尾治幸君） 照会がありましたときには、私の方では、まず小口融資につきましては、県の融資制度を先に優先していただいておりますので、県内で事業所をやっておられる方については融資可能だと思っております。

〔12番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 土田裕君。

12番（土田 裕君） 部長の今の答弁というのは、私は確認していないんですけど、あくまでも県の融資が優先で、瑞穂市の保証協会の補てんの方は後から附属しておると。要するに1,200万を超える場合は瑞穂市の補てんで補償するだけで、小口融資の方は実施しないという答弁でよろしいですか。僕の解釈、ちょっと間違っておるかもしれませんが、一回確認しておきたいですけど、お願いいたします。

議長（小川勝範君） 松尾都市整備部長。

都市整備部長（松尾治幸君） 融資の関係は、県の岐阜県中小企業資金融資制度が優先ということですが、先ほどの、例えば瑞穂市の中小企業者の損失補償、この制度がまたございますが、この制度は、瑞穂市中小企業損失補償条例というのがございますので、この中に事業ということで、市は前条の目的を達成するため、中小商工業者、または中小商工業者の組織する組合及び法人が次条に指定する金融機関から資金の借入れをする場合には、これに対して損失の補償を行うということでございますので、市に住んでみえて、よそでやっておられる方も商工会に入っておられれば、これも可能かというふうに解釈します。これは市独自の中小企業損失補償条例の方でございます。

〔12番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 土田裕君。

12番（土田 裕君） 再度またお聞きしたいんですけど、ということは、あくまでも瑞穂市の方の融資制度の場合は、市町村小口の融資制度は、あくまでも県の優先をもってやってから、その補てんをこちらの方で出すと。これが今、部長が言われたんですけど、その後の私の質問の中で、独自で市町村の制度を活用できないかどうか、そういうお考えというか、前向きの答弁ということですね。ほかの、先ほど言われた42市町村ある中で、岐阜市はちょっと単独でやっていますので、26市町村が実施している。しかし、なぜ瑞穂市がこのような発展の企業の中にあって、そういう瑞穂市が行政主導でやっていただくと、産業発展のために一生懸命努力されている商工業の皆さん、これは行政で援助しなければいけないと私は思っています。そのような制度を確立するために前向きに考えていただきたい、そう思います。再度、返答をちょっとだけお願いいたします。

議長（小川勝範君） 松尾都市整備部長。

都市整備部長（松尾治幸君） 先ほども言いましたように、借入れの限度額が1,250万です

ので、例えば市町村もやっておる場合、県の制度と市町村の制度と半分半分で借り入れるということも可能でございます。その辺のことで御質問かと思いますが、中小企業者の企業意欲を高めるために、市町村でも貸付融資制度があった方がいいのではないかという趣旨の御発言かと思いますが、これにつきましては、財政的な件とか、商工会の皆さんの意見を聞きながら、制度で実施できるものについては前向きに検討していきたいと思っております。ただ、現時点では、それぞれの中小企業者が最高1,250万借りられるということであれば、県の方へお願いをしておるといことの実態でございますので、議員御指摘の、制度をつくりながら中小企業の支援をできないかということについては、実施できるかどうかわかりませんが、前向きに検討していきたいというふうに思っています。

〔12番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 土田裕君。

12番（土田 裕君） どうもありがとうございました。大変前向きな部長の発言、どうもありがとうございました。

また、いろんなことを勉強しながら、きょう初めての質問でしたので、聞き苦しいところがありましたけど、今後また勉強しまして、商業発展のため頑張っまいります。それとともに、こういうような市の行政が主導になって、このような確立のためにやってもらえたらと思っていますので、何とぞよろしく願いいたします。

次に、2番目の質問ですけど、多重債務の被害者の相談窓口の設置について質問させていただきます。

平成15年12月の議会で西岡議員がこのサラ金問題について質問されていました。その後、ますます多重債務に苦しむ人がふえています。全国では200万人、また230万人ともいう多重債務者の被害者が出ています。借りたものは自己責任だと。返さなければいけない。当然そういうふうに思っている方がたくさんいます。しかし、これはいろんな面で問題が今提起されています。多重債務に陥ったら、DV、並びに虐待、このような人間関係のもつれから、病気・けが、並びに自殺者まで出ている。このような今の現状を皆さんどう思いますか。私は、こういうような、大変困っている、このような今の現状を本当に悼む次第でございます。何とか行政でこのようなものを解決したい。そのためには窓口業務が一番充実しなければならない今の現状でございます。

地域社会全体の安全・安心を守ることが多重債務対策に一番必要だと。自治体が取り組むのが一番必要だと私は思っています。今の窓口業務の実態をお聞かせください。

そして、今、隣の岐阜市の場合は、市民相談窓口で、多重債務の相談窓口と一緒に、国保課と連携して、過払い請求（過払い金返還訴訟制度）を弁護士、社会労務士に依頼して、問題解決に当たっています。多重債務者の生活相談はもとより、国保税も住民税も滞納することが減

少すると思われれます。

他の市を参考にして、瑞穂市も多重債務の被害者の相談窓口の充実を図ってもらうように強く要望いたします。瑞穂市としては、どのような意見、方針か、お聞かせください。よろしくお願いいいたします。

議長（小川勝範君） 石川福祉部長。

福祉部長（石川秀夫君） まず最初に、瑞穂市の今現在の相談窓口ということで、現状の説明をさせていただきます。

議員御指摘のとおり、返済能力を超え、お金を借り続け、多重債務に陥っている人は、全国で150万から200万人と言われております。社会問題になっていることは重々認識しているところでございます。

そのため、市におきましても、被害者救済、被害の未然防止のため、関係機関、関係団体との連携、協力していただいて、必要な対策を講じているところでございます。

具体的な相談窓口としましては、県の方では岐阜県県民生活相談センターがでございます。当センターは、全県の組織であり、県、県弁護士会及び県司法書士会との連携が容易であり、この広域相談としての対応が大きな役割を果たしているものと考えられます。

また、瑞穂市におきましては、市の委託補助業務であります瑞穂市社会福祉協議会による心配事相談、法律相談、女性のための法律相談を今年度延べ112回開催するようになっております。ほぼ毎週、民生委員、弁護士が相談員となりまして対応しているところでございます。この開催案内につきましては、毎月の広報と行事カレンダーの方に登載してございます。

ちなみに、19年度の実績につきまして現状の報告をさせていただきますが、心配事相談の方では29件でございます。うち多重債務相談はありません。法律相談の方は185件、そのうち多重債務相談ということで10件、ことしございました。女性のための法律相談は40件、そのうち多重債務相談はゼロ件というふうになっておりますので、今の現状としては、こういう窓口相談をさせていただいているというのが現状でございます。

議長（小川勝範君） 松尾都市整備部長。

都市整備部長（松尾治幸君） 先ほど石川部長の方から、岐阜県の県民生活相談の関係を多少説明申し上げましたが、少し詳しく御説明させていただきたいと思っております。

まず、現在のところ、瑞穂市につきましては、多重債務相談につきましては市としての窓口はございませんが、先ほど石川部長の中でもございましたように、県では年6回、偶数月の第2土曜日に県民ふれあい会館内で岐阜県県民生活相談センターにおいて多重債務110番を実施しております。ちなみに、近々では6月14日に開催される予定でございますが、当日、面接とか電話で、それぞれ弁護士さんとか司法書士、生活相談員等が対応をされます。また、開設日以外でも随時に岐阜県県民生活相談センターにおいてセンターの職員が随時対応することにな

っております。以上ですが、ここにちょっと資料がございまして、多重債務に関する相談ということで、県の相談件数の資料がございまして、平成19年度、県に相談がありましたのは、全体の相談件数1万4,169件のうち、多重債務に関する相談は1,342件、全体の9.47%ということで県の資料等もございまして。以上、答弁とさせていただきます。

〔12番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 土田裕君。

12番（土田 裕君） 確かに私も岐阜市の方へ行って調べてまいりました。同じような資料を持ってみえますが、この中で、今、この瑞穂市が開設する窓口業務が開店休業だと言ってみえたような感じがしますが、再度確認をさせていただきます。お願いいたします。

議長（小川勝範君） 土田議員、もう一回、質問してください。

12番（土田 裕君） 今現在、松尾部長が今言われた答弁は、岐阜県自体が今相談窓口になっているんだと。件数をお知らせされました。それで、私の質問の内容は、瑞穂市でこの開設の今の現状、法律相談が185件、その中に10件の多重債務者の相談がありましたという答弁をされました。最後に、県の方はどれだけやというような説明もお聞きしました。それで、サラ金の被害者の救済支援としては、あくまでも瑞穂市単独で、確かに県の行政も国の行政も立ち上げて、プロジェクトは組んでやっています。しかし、市町村の中で、行政で、この瑞穂市でいかにして救済措置ができないかどうか、私はそれを強く願っています。たまたま県で相談した中で、300何件ありました。その中で31件、当日ですよ。私が行った先週の金曜日、30件の窓口相談があったと担当職員の方は言ってみえました。瑞穂市の方が30件、たった1日で。法律相談が300何件、約1割。このような実態が、瑞穂市と岐阜は近いから、すぐ行ってしまう。その中でこぼしていることは、ここの窓口相談でやっていると、近隣近所、知っている方が見えるから、嫌らしいから岐阜へ行くというようなことを言われました。しかし、これは、あくまでも恥ずかしいじゃない。今の現状はどうなる、これを救済するためには。こういうような意見を私は強く望む次第でございまして。前の西岡さんのときもそのような答弁をされておりました。窓口業務はどうなっておるか。僕はまだ窓口業務じゃなくて、これを救済する方法とか、いろんなものを質問したいと思っておりますので、この窓口業務を確立するために、充実するためにどうしたらいいかというような意見をちょっとお聞きしたいと思っております。以上です。

議長（小川勝範君） 石川福祉部長。

福祉部長（石川秀夫君） 今の行政の状態ですと、法律相談、そういうふうに対応するのが大変数多くあります。また、実質職員が個別的な相談といえますと、いろいろな利息制限、出資法、グレーゾーンの金利とか、いろいろな専門用語も出ておりますので、専門的な知識といえますが、そういうものにつきましては、まだ体制的に整っていないのではないかと感じるところでございます。

また、職員につきましても、研修等、いろいろ行っておりますし、これから相談に対応するようなことを勉強させていただきながら、やっていきたいと考えているところでございます。議長（小川勝範君） 松尾都市整備部長。

都市整備部長（松尾治幸君） 相談業務ということで、石川部長の方から、それぞれ19年度の実績ということで、先ほどの法律相談の中で年間185件で、多重債務相談は10件ということでございます。これは、相談に乗られる方が専門的知識、例えば弁護士さんとか、そういう方についての相談業務については非常に相談者が多いかと思うんですが、例えば心配事相談でも、定期的に弁護士さんでやっておられるときと、民生委員さんが窓口でやられるときと、それぞれ相談業務が、先ほど石川部長が言いましたように、非常に多重債務というのはいろんな条件がふくそうしてきますので、やっぱりそれなりの専門知識、弁護士さんとか社会保険労務士さんとか、それぞれの資格を持った人に相談業務をお願いしながら、相談日を設定していくのがいいのかなと思っています。窓口で職員が個別に相談業務をするというのはなかなか至難のわざではないのかなあと考えておりますので、相談日を、法律相談の多重債務についてだけ絞りながら相談日を設定するという方法等はいろいろあるかと思いますが、その辺につきましては、いろいろこれから産業経済課の方とか、福祉の方で相談のあり方を連携をとりながら検討してまいりたいというふうに考えております。

〔12番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 土田裕君。

12番（土田 裕君） 部長の答弁では、窓口相談のプロジェクトを組んで、そして相談の委員をつけて行うというような答弁でよろしいでしょうか。

議長（小川勝範君） 松尾都市整備部長。

都市整備部長（松尾治幸君） プロジェクトということではないんですが、例えば社会福祉協議会で心配事相談等を市から委託してやっていただいておりますので、その実際の運営面につきまして、やっぱりそれぞれの民生委員さんが相談窓口になるのではなく、弁護士さんとか専門的知識の人が相談者になれるように、いろいろ福祉部の方と連携をとりながらやっていく、そういうことを検討していきたいという趣旨でございますので、プロジェクトを組んでどうやということまではちょっと今のところは。

議長（小川勝範君） 石川福祉部長。

福祉部長（石川秀夫君） 福祉部の方も、一応今の段階では、法律相談等をやっておりますので、そちらの方を優先してやっていただきながら、今、都市整備部長が言われましたように、一回検討なりして、どういうふうにやっていくかということも勉強しながら進めていきたいと考えております。以上でございます。

〔12番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 土田裕君。

12番（土田 裕君） それでは、今の御答弁の中で、前向きに検討するというような返答と僕はとって、今後開設するために、専門的な業務を今は委託すると。弁護士とか社会保険労務士さんに委託して、今後はこのような方針で今のとおりに行うというような御答弁だと僕は思っていますけれど、ここに隠された問題がたくさんあると思います。ただ、生活設計をこれで立て直す。しかし、この瑞穂市の中で、多重債務者の中には、やはり国保税を滞納されている方も見えます。実際的にそのような人は、私は相談かけてもらいました。そのために、私はここで言っているんです。相談窓口をして、そこから過払い請求訴訟書、これは自分でできるんです。印紙税が要りますけど、過払い請求の請求書は実際に弁護士を雇わんでも、社会保険労務士を雇わんでも、自分でやればできます。実際私が指導してもできます。いろんな方法もあります。ただ裁判所へ行って印紙税は要りますが、個人再生法にしても、特定商店にしてもできます。このような、今、行政がどうのこうのという、弁護士等に委託する。余りにも無責任と私は思います。だからこそ、自分でできるようなアポイント、例えば専門職員で、僕の場合はそういう相談をしているからよくわかるような感じですけど、実際初めてやるとわかりません。この中で一番大事なことは、市の方が助かるんです。こういう滞納をされている、過払い請求、自分でできる。そういうような姿勢、市がこれを表立ってやる。これがこの人たちの生活設計、あすを担ういろんなことのものがある。これは大きな社会問題です。これから安心・安全を守っていかなければいけない、この暮らしに行政はどうして取り組むか。ここが私の言っている一番根幹です。何とぞこの意見とあわせて、国保の問題とか、岐阜市が今現在やっています。そういうのを見習って、やっていただきたい。参考のために、一回お聞かせください。

議長（小川勝範君） 松尾都市整備部長。

都市整備部長（松尾治幸君） 議員の御指摘の岐阜市の市民相談室ですか、その辺のことは、一遍私の方で視察をしながら、現状はどうなっておるか、現状把握を一度してみたいというふうに思っております。

〔12番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 土田裕君。

12番（土田 裕君） 参考のために、今、部長が言われたように、国保基金という、基金協会というようなものが存在してしまっていて、そこから補助が今度の8月におりるんです。そうすると、岐阜市はこの基金を使って、今、施策を、過払い請求しましょうということで弁護士に頼んで、その補てんをします。そういう今のやり方なんです。だから、このような制度を活用すれば、市の方も滞納世帯の方も助かる。また、市民の多重債務者の方も助かる。両方万々歳ということにはなりませんけれど、少しでも生活設計の足しになるんじゃないかと、僕はそう

いうふうに思います。5年間ずうっとかけておれば絶対過払い請求は出てきます。このような今の現状を皆さんに知っていただくためにも、こういう制度があるから、大いに活用していただきたい。私は強く願っています。御意見をお聞かせください。

議長（小川勝範君） 国保の関係でございますので、松井市民部長が答えます。

市民部長（松井勝一君） 国保の関係の方、少しお話が出ましたので、お話をさせていただきます。

今、土田議員さん言われましたのは、国保連合会が、19年度からだと思いますが、始めましたモデル事業なんでございますね。ちょっと私、きょう、ここに国保新聞のコピーを持ってきました。ちょっと私も存じませんでしたので、内容だけ、この中からわかったことだけといいますが、その辺の段階でお許し願いたいと思いますが、全部で5都県、22の保険者がこのモデル事業をやってみえます。内容を言いますと、東京都江東区、千葉県八巻市、岐阜県の場合は岐阜市と高山市です。あと愛知県、島根県、全部で5都県で実施されました。今年度も続くわけですが、大体このモデル事業でやられた相談者の大体3割に過払い金が出たというようなことを見出しとして出ております。その中の部分をちょっと私ども、岐阜市の方へ照会をかけました。ただし、聞きましたのは、土田議員さんは、逆に言えば内容的にはもっと深く知ってみえるかもわかりませんが、このような紙のレベルで、これをどういう形でお渡ししてみえるのかというのが、ちょっと私ども、1点疑問なんですね。先ほど土田議員さんが言われましたみたいに、市の方へ仮に相談に来て、市役所の職員を知っていたりなんかするで相談もできへんということで、岐阜市に借りに行くというような話が今ありましたが、逆に言えば個人情報の部分がありまして、これをどこまで流すかという話にもなってくるのかなという思いがありますが、状態だけ言いますと、多重債務相談モデル事業というのに岐阜県内で2市参加をしております。それで、内容的に、月に1回、弁護士さんが相談窓口をつくられるそうです。多重債務専門ということだと思えます。それが相談室にお見えになれるかどうか、ちょっとそこら辺はわかりません。県の国保連の方へ聞きますと、まだ岐阜市の方や何かの最終のデータが出ていないのであれですけど、この2市で約40件ほどかなということを書いてみえました。国保税の方への戻りはということをお聞きしたら、それはちょっとまだわかりかねますということで、まだデータの的には出ておりません。

弁護士さんの方の手数料、グレーゾーンの問題ですね。どういうふうになっているのかといえますと、まず基本的には手数料が3万円取られるそうです。それと、あと弁護士さんが諸手続や何かされて、お金が戻ってくればということで、還付額の20%が報酬手数料といいますが、弁護士さんの手元に行くというような形での制度の運用をされてみえるということで、弁護士さんの方の金額的な部分については、これが普通の弁護士さんの金額じゃないのかなというふうな思いをしております。ちなみに私ども、うちの方の担当の職員の方に、多重債務の問題で

相談を受けたことはありますかというふうなことを尋ねました。先ほど言いましたみたいに、過去に3件記憶があるそうです。それにつきましては、全部私どもの職員、無料の弁護士相談ですね。そちらの方を紹介して、一緒についていった場合もあるそうです。またお1人は知っている弁護士さんがあるからということで、そちらの方ということで、あと2件の方には、こういう制度がありますよということも教えました。ただ、その先は、やっぱり個人情報の部分も出てきますので、そこから先はなかなか踏み切れないところが我々の方としてもあろうかと。ただ、お1人の部分は、国保税が戻ってきましたので、恐らく成功されたというふうな例が一つあるのかなというふうなところのデータはいただいております。したがって、それはどういう、どの弁護士さんを使われたのか、私どもの無料相談の窓口の弁護士さんにそのまま御依頼されたのか、全然別の弁護士さんに御相談されたのか、その辺のところはちょっとわかりかねておりますが、とりあえず私どもの職員の方の記憶の中にあるところでは3件御相談を受けたことがあるということで、その3件については、市の方としてもそのままほかっておるわけではございません。それなりに対応させていただいて、ただ結果として、その先がどういうふうにするかというのは、ちょっと我々の方は応じ切れていないところもある。なかなか言えないところもあります。推測になりますけど、滞納金が入ってきたりしているから、成功したのかというふうでの推測になりますけど、思っております。以上でございます。

〔12番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 土田裕君。

12番（土田 裕君） 部長からの答弁、ありがとうございました。

時間も迫ってまいりまして、皆さん大変お疲れのような感じで聞いてみえる方と、僕も初質問で大変緊張している状態でございます。しかし、今の答弁の中で一番大切なことは、相手の、要するに被害者になった立場の答弁が返ってこなかったことが残念です。被害者を助けてあげなければいけないということで、行政が取り組まなければいけない大きな課題だと私は再度申しています。何とぞこのような施策があるからこそ活用しなければいけない時代が今訪れようとしています。実際景気の波はどん底に冷え込んでいます。先ほど述べましたように100万人も200万人もの方が多重債務者になっています。瑞穂市は、相談だけでも30件以上の方が相談されている現状がございました。何とぞこのような活用をしながら、前向きに窓口相談の拡充をお願いしたいと思います。

最後に、もう一度、部長に答弁を願いたいと思っています。お願いします。

議長（小川勝範君） 石川福祉部長。

福祉部長（石川秀夫君） 今言われましたように、うちの方も前向きに考えていきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。いろいろまた、多重債務についても、グレーゾーンとか、そういう金利があります。住民の方に発生しないためにも、理解をしてもら

うように広報等でアピールもしていきたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

〔12番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 土田裕君。

12番（土田 裕君） ありがとうございます。前向きな検討が引き出されたと僕は信じています。今後ともまたいろんな状況をつかまえまして、安心・安全のために市民のために頑張ってもらいますので、今後ともまた、質問内容をばたばたとするような感じでございますが、初質問を終わらせていただきます。きょうはどうもありがとうございました。

議長（小川勝範君） 16番 堀武君の発言を許します。

堀武君。

16番（堀 武君） 議席番号16番 堀武。議長のお許しを得ましたので、通告に従い、巢南給食センター跡地について、五六川の環境整備について、2点一般質問をいたします。

まず最初に、巢南給食センター跡地について。

私は、かねてより市が借地の状態にある土地で必要性がある土地については、財政力のある現時点で買い上げる努力をすべきだと思っております。また、市当局は、借地状態にある土地を把握し、買い上げるか、地主の方にお返しをするのか、現状維持でよいのか、検討機関を立ち上げ、議会ともよく協議をして、子々孫々に禍根を残さないよう努力をする必要があるのではないのでしょうか。御答弁ください。

以下、質問席に着いて質問をいたします。よろしく申し上げます。

議長（小川勝範君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 巢南給食センターにつきましては、平成19年度に借地契約の更新を行いました。このときに、市の給食センターを統合するため、巢南給食センターは廃止になるということを説明いたしましたが、御本人、貸し主は「今までどおり公共施設として活用をしていただきたい」。また、「譲渡の意思はない。借地でお願いしたい」という回答をいただいております。

なお、市の方針としまして、借地については買い取りの方向を示しております。この給食センターの跡地についても、今後公共施設として利用していく方向、計画となれば、買い取りの方向で努力、話し合いをしていきたいと考えております。

〔16番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 堀武君。

16番（堀 武君） では、借地料はどのようになっているのか。また、借地面積はいかほどなのか。今、締結については言われたと思いますし、締結内容もある程度はわかっているんですけども、これは期限が全然うたっていないと思うんですけども、その辺のことをちょっ

と御答弁いただきたいと思うんですけれども。

議長（小川勝範君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 敷地、土地につきましては2筆に分かれておりますが、面積は合計で2,126平米です。借地料ですが、年間125万88円でございます。契約につきましては、3年ごとの更新ということになっております。

〔16番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 堀武君。

16番（堀 武君） 更地にして返した場合、多額の金額が要するというようなお話をちらっと聞いておるんですけど、実際的にどのくらいかかるのか試算したことがあるか、ちょっとお聞きしたいのですけれども。

議長（小川勝範君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 巢南の給食センターの施設の跡利用につきましては、現在、その建物を生かした利用を検討いたしております。このため、撤去を含めた試算は行っておりません。

〔16番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 堀武君。

16番（堀 武君） 私がなぜそのような質問をしたかといいますと、現在、借地の更新、更新で来ているのですけれども、買うことを前提としながらというお話ですけれども、そのような状態を長く続けておれば、借地料を払い続けるような形になると思うんです。そんなもんですから、私は、まずその土地の使用目的が終わりましたら、土地に関して、一度借地でいいのか、それとも買われるのか、更地で返すのか、そのようなことを現実的に検討し、その後に土地の有効利用というんですか、建物に対する利用をどうしたらいいかと。順序が私は反対になっているような気がするんですけど、その辺について、御答弁願いたいと思うんですけれども。

議長（小川勝範君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 議員のおっしゃるとおりです。市が借りて、公共施設としてどう利用していくのか、これが一番だと思います。そして、利用が決まれば、地主さんの了解のもと、施設の使用目的を変更し、利用していきたい。そして、借地につきましては、市の方針として買い取りということで、既にいろんな公園、ふれあい広場、借地を買い上げてきております。借地を減らすという方向で進んでおりますので、買い取りの話し合いも進めていくという方向にしたいと思っております。

〔16番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 堀武君。

16番（堀 武君） 大体、今、教育次長から総合的な土地に対する御答弁をいただいたの

ですけれども、市長にちょっとお伺いしますけれども、今言ったように、借地状態にある土地に関して、これは市としても、現状資産内容のいい状態のときにできるだけ買い戻すというか、買い上げるというのか、そして有効利用のあるところに関しては、精査をしていただきたいと思うんですが、その辺について、市長のお考えをお伺いしたいんですけど。

議長（小川勝範君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） 私の方から、旧の巢南の給食センターの跡地利用のことにつきましてお答えをさせていただきます。

今、教育次長の方からいろいろ御答弁をさせていただいたところでございますが、できれば市としては買い上げたいところでございますが、地権者は、そのまま公共用地として使ってくれという意向が強いわけでございます。それならばということでございますが、この建物はまだ平成4年ごろであったと思います。まだ施設は本当に頑丈な建物でございます。そういうこととなりますと、有効利用をしたいというところでございます。実は、今、障害者の支援の関係、どんどんふえております。そういう関係もございまして、すみれの家がございまして、あの移転等も考えて、できればある程度自立のできるような、あれだけ中にいろんな設備もございまして、広さでございます。流れ作業的にできるような、何かそういうことが考えられんか。障害者が働ける、そういうことができないかということを考えておるところでございます。今度、旧巢南地区の農協の前に直売所が試行的にされます。そういったところへ、そういった施設でつくったものを出せるような、そういうことが考えられんかとか、今いろいろとそういうことを協議をしておるところでございます。全国にそういう施設もあろうと思しますので、研究もしながら、できるだけ早くこの対応ができるようなことを考えていきたいなということ、私としましては考えておるところでございます。このことにつきましては、この議会の皆さんにこれということをもう少し煮詰めてお話を申し上げたいと、このように思っておるところでございますので、よろしくお願いを申し上げて、答弁とさせていただきます。

〔16番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 堀武君。

16番（堀 武君） 巢南の給食センター跡地の件ですが、確かにまだ使用できるような状態で、地主の方も、急に買い上げるとか、いろいろ問題が出れば、不信感も多分にあることだと承知をしております。その辺のことはよくお話をされて、買い取りをするのか、更地にするのか、いろいろな方法を検討しながら、あとの利用も考えながらいていただきたいと。これは巢南の給食センターだけでなく、そのような土地が出た場合の対処を間違いなくやっていただきたい。

もう一つ、これは通告以外のものですから、御答弁願えればだけのことですが、給食センターに農転がかけてあるのかどうか、ちょっとお聞きしたいんですけど、これ、通告外のもの

だもんですから、御答弁得られれば、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（小川勝範君） 松尾都市整備部長。

都市整備部長（松尾治幸君） 農業委員会の転用の関係のことについて、お答えします。

公共施設の転用につきましては農業委員会の転用許可は必要ありませんので、転用許可は出ておりません。ただ、現実には、評価の方では、税務課の方で現況課税ということにしているかと思ひます。

〔16番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 堀武君。

16番（堀 武君） ありがとうございます。

菓南給食センターの跡地及び市の借地状態についての質問は終わらせていただきます。ただ、今言いましたように、借地の状態で、市がどうしても必要な物件に関しては、現時点でできるだけ買い上げる努力をしていただきたいと、そのように切にお願ひいたします。

次に、五六川の環境整備について、質問したいと思います。

五六川は市の中心部を流れ、水量も比較的多く、また水質も上流部では比較的良好だと思ひれておりますが、現状を維持するには、今、総合的に対策を立案し、実行する必要があるのではないのでしょうか。その辺のことを五六川に関して考えられているか、御答弁願ひしたいと思います。

議長（小川勝範君） 水野調整監。

調整監（水野幸雄君） 五六川の環境整備についてお答えさせていただきます。

総合的な計画が必要ではないかという御質問でございますが、五六川を含め、市内には16本の1級河川が流れております。これらの河川及び周辺地域では豊かな自然が残されている箇所が多々ございますので、結果、地域に潤いをもたらしておると思っております。

そのため、瑞穂市第1次総合計画の中にうたわれておりますので、この整備につきましては検討を進めてまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

〔16番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 堀武君。

16番（堀 武君） 漠然として、あまり現時点では明確なお答えをいただいたと思っておりますけれども、前向きでぜひ考えていただきたいと思っております。

さて、私は、これは市長に対してお伺ひするんですが、桜に並々ならぬ愛着を市長はお持ちというお話を常にお聞きしておるんですけれども、五六川の左岸は桜が満開、すごくいい状態になっておりますけれども、桜並木をつくり、市民の憩える、前に質問もしたことがあるんですけど、親水公園の整備も含め、総合的に計画をしていただきたいと思っております。その辺、市長からの御答弁をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

議長（小川勝範君） 水野調整監。

調整監（水野幸雄君） お答え申し上げます。

先ほど漠然とした答弁をさせていただきました。それで、今、この2項目めの質問をいただきまして、総合的な計画ということでございますので、もう少し詳しく説明させていただきます。

瑞穂市第1次総合計画の中では、心豊かな住みよいまちづくりの方針のもと、自然豊かな環境づくりを進める必要から、主要施策といたしまして、水と緑のネットワーク整備を図ることが書いてございます。河川を軸とした広がりのある交流空間の形成を目指して、遊歩道の整備を含めた総合的な計画を進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（小川勝範君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） 堀議員さんの五六川の環境整備について、今、桜のお話が出たわけでございます。御案内のように瑞穂市には16本の1級河川がございしますが、直轄は根尾川、揖斐川、長良川でございます。これを含めまして、この瑞穂市内、どれだけの川の長さがあるかということをご参考までにお話を申し上げます。4万7,411メートルでございます。47キロあるわけございまして、直轄は全く植栽はできません。そんなところから、市内の内川の総延長が約3万7,000メートルでございます。それを両岸としますと相当な数量になるわけでございますけれども、両岸がそういった形態になっておるところはございませんから、1.5としまして大体55キロぐらい、両岸を含めましてこういう状況でございます。

御案内のように、この瑞穂市におきまして一番大事なことは、川の治水、水をおさめることが大事でございまして、過去、先人はこのことについて本当に努力をされてきたわけございまして、その整備もようやく、あと三つの排水機で完成をするところでございます。

そんな中におきまして、この川をいかに生かすか、五六川の環境整備をどうするかということでございます。今申し上げたように37キロあるわけでございます。市の木は桜でございます。これを両岸に入れたとしますと、まさに岐阜県ではどこにもない最高の桜の並木が入りまして、どこにも誇れる瑞穂市になるんじゃないか、このように思います。やはりこの宝をいかにして生かすかということでございます。そんなところから、この問題につきまして、入れるのは簡単でございますが、管理の問題、これがやはりそれぞれの地域の皆さん、そしてボランティアの皆さんが大きく醸成されまして、そして、地域で守り、ボランティアで守る。こういう気持ちが醸成されてくれば、はっきり申し上げましてこの整備をしましたら本当に瑞穂市が誇れる宝になるし、名所になるんじゃないかと、そのように思っております。このことにつきましては、実は十分に議会の皆さんと相談して、どうするかということをご本当に早く話し合せて、整備をしていけば本当にすばらしいところになるわけでございます。十分今後協議をしてみたい、そのように思っております。

さらには、五六川の河川敷には結構広いところがございます。これは今、草が繁茂いたしております。岐阜土木事務所もそこまでなかなか刈ってくれんわけでございます。堤防がございます。そこから河川の方、川の方へ斜めにきれいに整地をしまして、そして乗って刈れるような状況にしますと、先ほど言いましたボランティアにしても、地域の皆さんでも時々刈れる。そうしますと、いつでも河川の良いところで憩うことができる。こういうことも考えられるわけでございます。このことを十分これから皆さんと協議をして、最も生かしていく。ある宝を磨く。そして光るものにする。これが大事ではないか、このように思っております。いいお話をいただきましたので、そんな考えを持っておることをお話し申し上げまして、私の答弁とさせていただきます。以上でございます。

〔16番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 堀武君。

16番（堀 武君） 今、市長から答弁をいただきました。私がなぜこのような質問を何回もさせていただくかということは、都市公園整備をいろいろ市長、立案されておりますけれども、一番有効的なのは、今、河川を利用し、その遊水池、また今ある空間を利用する。これが一番経済的であり、そして市民の皆さんの健康、そして皆さんがこれから家族すべて楽しめるようなまちづくりの一環としてできるんじゃないかと思っておるものですから、再度質問をしておるわけでございます。

また、最後の質問事項ですけれども、最後に、五六川右岸、東海道線までの未舗装の部分、これは前のときに一般質問させていただいて、この3月ですか、舗装していただきました。そうすると、ちょうど野田橋から東海道線をくぐって、少し上がれば、ちょうど管理道路としての役目も果たせると思います。なぜかという、今、市長が言われたように草がすごく茂って、安全面とか、いろいろな面で、あの状態ではちょっと不都合が生ずるんじゃないかと思えます。せっかく東海道線の先まで舗装していただいたものですから、その辺のことでお知恵を出していただいて、何かいい方法をお願いしたいと思ひまして、質問させていただきました。よろしくをお願いします。

議長（小川勝範君） 水野調整監。

調整監（水野幸雄君） お答え申し上げます。

今の御質問は、東海道線下のくぐり抜けに関してのことだと承知しております。このくぐり抜けにつきましては、五六川の下流部には、18世紀に建設されました河川施設でございますけれども、歴史ある土木遺産の牛牧閘門がございます。このようなことをかんがみますと、議員御指摘のとおり通り抜けするための対策が必要と考えております。

それで、平成19年第2回定例会につきまして、堀議員の方から質問がございましたが、その中で、昨年度の課題でありました、先ほど発言がございました舗装につきましては実施してま

いりました。引き続き、残っております課題につきましてというのは、くぐり抜けについてでございますけれども、維持管理の仕方を含め、地元や利用者及び河川管理者、岐阜土木事務所でございますけれども、協議しながら、通り抜けできるように検討をしてみようと思いますので、よろしくお願いいたします。

〔16番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 堀武君。

16番（堀 武君） 御答弁ありがとうございました。

私の質問はこれにて終わらせていただきますけれども、再度、土地の問題、そして河川の整備、これについては前向きにぜひ行政の方で御検討をお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

〔「議長、動議」の声あり〕

議長（小川勝範君） 13番 小寺徹君。

小寺君に申し上げます。動議の内容だけちょっと説明をしていただきたい。

13番（小寺 徹君） 議席番号13番 小寺です。

きょうの一般質問の中の市長の答弁で、事実と違うことがあるということを私は認識しております。その答弁に対する撤回、また訂正を要請したいと思います。

内容は、若園五朗議員の質問、質問の内容は、本田第一保育園の改築が必要になっていると。手狭になっていると。建てかえが必要でないかということを経理に問われました。そのときに、市長の答弁は、建てかえが必要だと。手狭になっておると。その代替の土地として、本田の三興紡の土地が売りに出ていると。そこを購入して、本田第一保育園を建てかえたいという思いがあると。それを議員に相談したら、議員から、土地は買わんでもいいという意見だったので、その土地は買えなんだという答弁がございました。

そういう話、私は全然聞いた覚えがないし、他の議員さんにも聞きましたら、そういうことを議長から問われたこともないということでございます。

さらに、松野議員が再度そのことについて問われましたけれども、同じ答弁で、全協の場でそういう相談をして、結論を出したという答弁でございましたけれども、どうもそれも、皆さんに聞いても、聞いたことはあるけれどもという人も見えますけれども、全協の場ですから全員が知っておるはずですが、そういう状況にないということで、この答弁は事実と違うと思いますので、訂正撤回をしていただきたい。

この場で私が言ったで、すぐ撤回ということには、2回求められて、2回同じ答弁をしておるんですから、いかんもんですから、この扱いは、一遍議事運営委員会で協議をして、この議事録をどうするか。また、市長に申し出て、市長はどのような態度をとられるかということもあると思いますので、議事運営委員会で一遍協議して、この取り扱いを協議したらどうかという

ことの緊急動議の提案でございます。以上です。

議長（小川勝範君） 議事の都合によりまして、しばらく休憩をいたします。

休憩 午後 5 時21分

再開 午後 6 時08分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

先ほど、小寺議員から三興の土地についての動議が出されましたが、市長から、若園議員に答弁した際の発言について訂正したいとの申し出がありましたので、動議を取り下げてくださいませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 小寺議員。

13番（小寺 徹君） ただいま提案いたしました緊急動議については撤回いたします。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 発言の訂正の申し出をさせていただきます。

実は、きょうの一般質問の中におきまして、若園議員の御質問に対しまして、土地の取得に関しまして、私の発言の内容が、まさに議会がということをし申し上げたところでございますが、これは議会ではありません。これは全協でお話を申し上げて、一部の議員の方から反対の発言がございました。それを引用しまして、まことに申しわけなく思っております。そういうことでございますので、どうか御理解をいただきまして、発言の訂正をさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

議長（小川勝範君） 以上で、本日予定しました一般質問は全部終了いたしました。

散会の宣告

議長（小川勝範君） 本日はこれで散会します。

散会 午後 6 時10分